



彩の国
埼玉県

令和4年度版
(令和3年度実績)

児童相談所業務概要

埼玉の児童相談

埼 玉 県

中央・南・川越・所沢・熊谷・越谷・草加

児 童 相 談 所

はじめに

埼玉県内の児童相談所（さいたま市を含む）で対応した令和3年度の児童虐待相談対応件数は17,606件で、前年度に比べ704件、4.2%の増加となり、過去最高となりました。令和2年度の件数は、前年度をわずかに下回りましたが、再び増加に転じています。

児童虐待相談を種別で見ると、夫婦間でのDV目撃や児童への暴言などの「心理的虐待」が11,355件（全体の64.5%）で最も多く、また、経路別では、警察が10,724件（全体の60.9%）、次いで近隣・知人が2,516件（同14.3%）、家族・親戚が1,220件（同6.9%）となっています。臨時休校等の影響により、令和2年度に減少した学校等からの件数は899件となり、103件12.9%の増加となりました。

新型コロナウイルス感染症については、令和3年度は、4月20日から県内の一部地域でまん延防止等重点措置が開始され、その後も対象地域の拡大、期間の延長が続きました。さらに県内では8月2日に3回目となる緊急事態措置が取られ、9月30日まで延長されました。その後も、1月21日から2か月間、県内全域に2回目のまん延防止等重点措置が取られるなど、ほぼ年間を通して、何らかの対応がされていた1年となりました。

この間、児童相談所でも職員や一時保護所の児童に感染者が出ることもあり、職員体制の維持、療養する児童への対応などに追われることとなりました。

コロナ禍が続く中、県が令和2年度に開始した、SNSを活用した「親と子どもの悩みごと相談@埼玉」の取組なども背景に、特に家族・親戚からの相談件数は大きく増加しています。

また、県児童相談所では、令和3年度も家族・自立支援担当の増員を図り、施設入所している児童、その保護者への支援に向け体制を引き続き強化しています。

児童相談所では、児童虐待対応をはじめとした様々な課題に対し、児童に関する専門的相談機関として、今後も新たな取組など工夫しながら、市町村をはじめとした地域の関係機関・関係者と連携を図り、子どもたちの健やかな成長・発達、自立のため業務を推進してまいります。

この冊子は、令和3年度の県下7児童相談所（一部さいたま市を含む）における業務の概要を取りまとめたものです。関係機関の皆様方の業務の参考にさせていただくとともに、さらなる御指導をいただければ幸いです。

令和4年9月

埼玉県中央児童相談所長 西川 達男

目 次

第1部 児童相談所の概要

1 管轄区域	1
2 児童相談所の歩み	4
3 組 織	7
4 担当の主な業務	8
5 相談の流れ	9
6 相談の内容	11

第2部 業務の概要

1 相談の受付と援助の状況	12
(1) 相談の状況	12
(2) 相談内容別の受付と援助の状況	13
ア 養護相談	13
イ 障害相談	18
ウ 非行相談	20
エ 育成相談	21
オ 保健相談・その他の相談	22
(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル	23
2 活動状況	24
(1) 児童福祉司の活動状況	24
(2) 児童心理司の活動状況	25
(3) 「家族支援」の取組みについて	25
(4) 児童精神科医の診察等の状況	27

目 次	
-----	--

(5) 一時保護の状況	28
3 児童福祉施設・里親等の状況	31
(1) 児童福祉施設	31
(2) 里親等	32
 第3部 資 料	
1 相談件数等の推移	41
2 統計（福祉行政報告例）	44
(1) 全児童相談所	44
(2) 中央児童相談所	49
(3) 南 児童相談所	54
(4) 川越児童相談所	59
(5) 所沢児童相談所	64
(6) 熊谷児童相談所	69
(7) 越谷児童相談所	74
(8) 草加児童相談所	79
3 診 断	84
4 里親委託	85
5 児童虐待防止対策事業	87
6 児童相談法的対応強化事業	92
7 地域・家庭支援活動	92
8 職員研修等	93

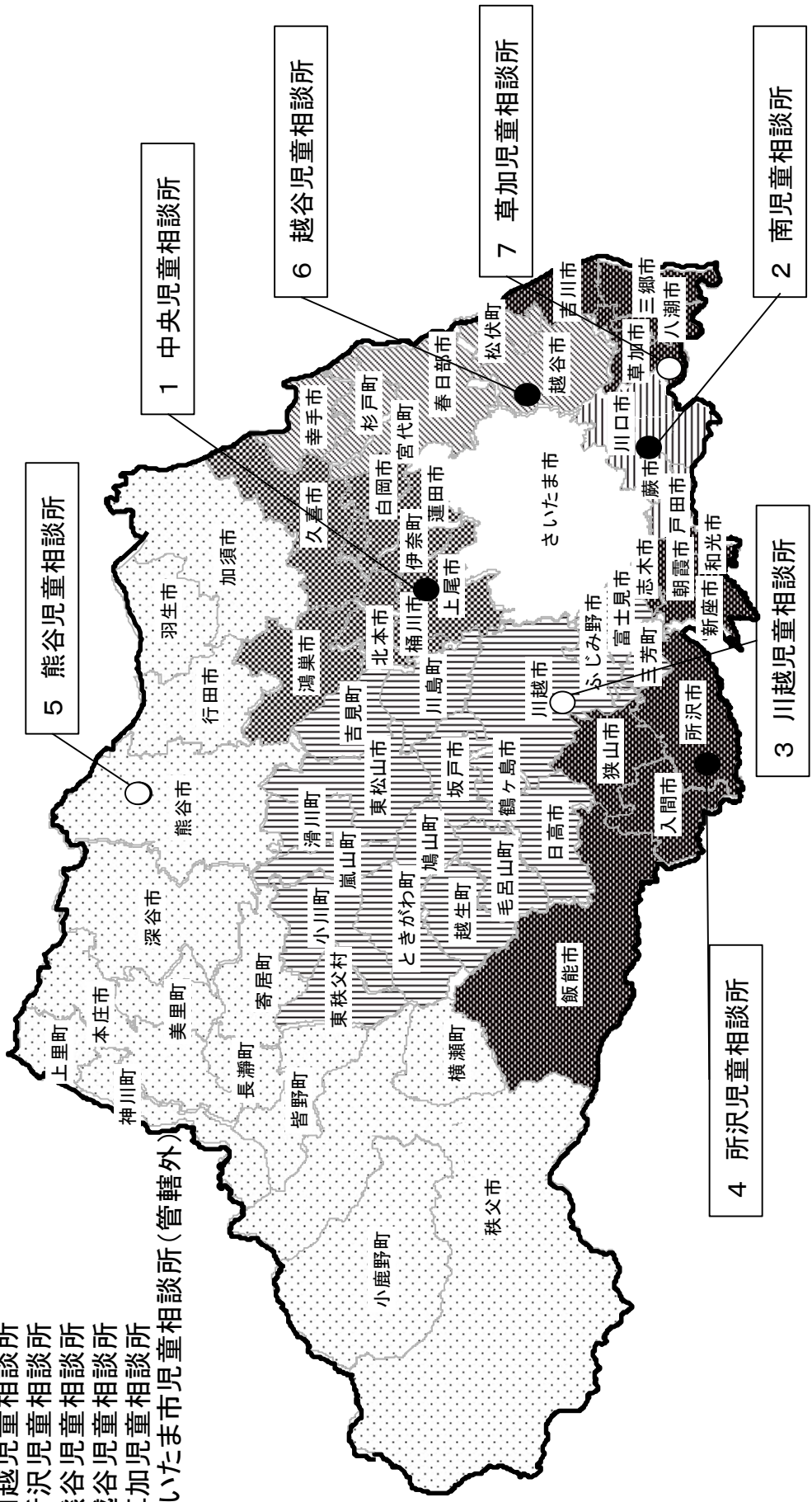
第 1 部

児童相談所の概要

埼玉県では、現在、7つの児童相談所を設置して、18歳未満の児童に関する問題について相談に応じています。

1 管轄区域(令和4年4月1日現在)

- 中央児童相談所
- 南児相相談所
- 川越児童相談所
- 所沢児童相談所
- 熊谷児童相談所
- 越谷児童相談所
- 草加児童相談所
- さいたま市児童相談所(管轄外)



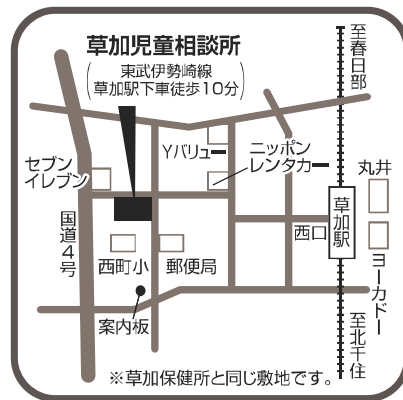
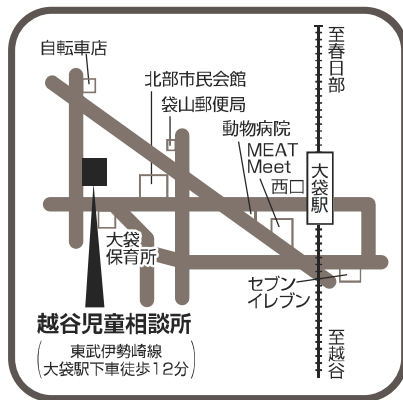
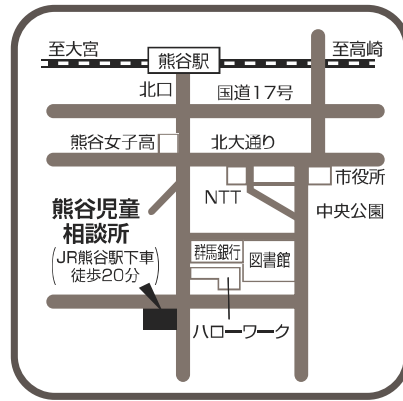
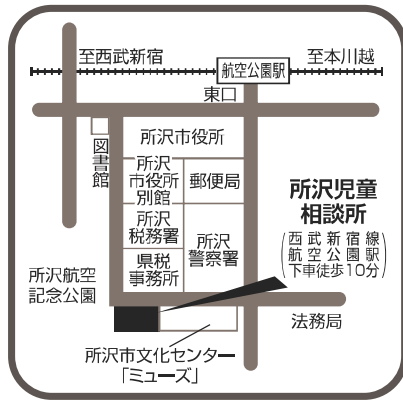
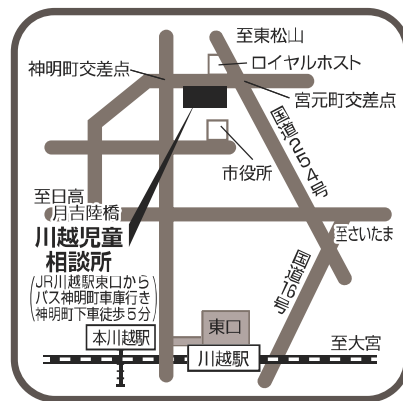
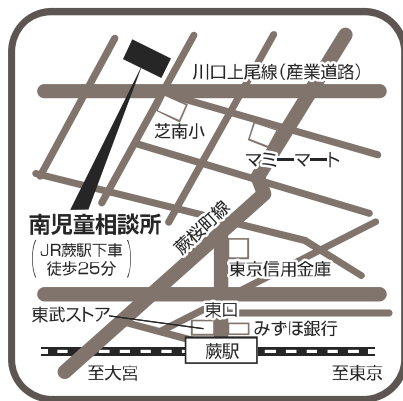
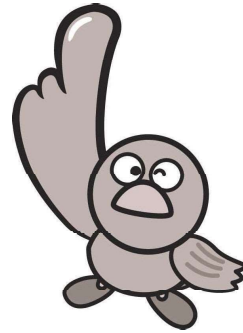
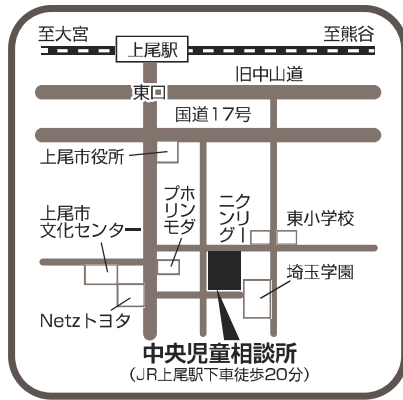
管轄区域、人口等（令和4年4月1日）

	児 童 相 談 所 別							計
	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
管轄区域	鴻巣市 上尾市 桶川市 久喜市 北本市 蓮田市 白岡市 伊奈町	川口市 蕨市 戸田市	川越市 東松山市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 入間郡 比企郡 東秩父村	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市	熊谷市 行田市 秩父市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 秩父郡 (東秩父村を除く) 児玉郡 大里郡	春日部市 越谷市 幸手市 南埼玉郡 北葛飾郡	草加市 八潮市 三郷市 吉川市	
	7市1町	3市	7市10町1村	8市	7市8町	3市3町	4市	39市22町 1村
人口(人)	799,773	822,260	1,107,687	1,188,304	842,291	734,059	559,219	6,053,593
児童人口(人)	111,867	121,742	155,782	170,594	114,539	102,470	83,279	860,273
世帯数(世帯)	357,041	403,245	511,354	562,504	371,922	338,895	264,203	2,809,164
面積(k㎡)	307.52	85.25	723.75	420.05	1,714.17	222.35	107.27	3,580.36

※ 人口、児童人口は、令和4年1月1日現在（県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」）。児童人口は18歳未満の人口。

※ 面積は、令和4年1月1日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、一部概算数値含む。）。

児童相談所の案内図



2 児童相談所の歩み

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和23年	浦和児童相談所・附設児童一時保護所開設 (与野市二度栗山) 熊谷児童相談所開設 (熊谷市石原、熊谷市母子寮内) 浦和児童相談所を中央児童相談所に指定	児童福祉法施行・里親制度発足 母子手帳交付開始 民生委員法施行 里親事業開始(里親登録者3名・委託児童8名) 児童相談所活動要領制定
24年	浦和児童相談所新築・移転(浦和市仲町)	少年法施行
25年	熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市熊谷)	
28年		全国児童福祉大会開催
29年		全国里親会連合会・埼玉県里親会発足 育成医療制度発足
30年		全国社会福祉協議会設立 里親会会報「いとしご」創刊
33年	附設児童一時保護所移転(浦和市三室久美学園内)	
34年	附設児童一時保護所新築・移転(浦和市西堀)	国民年金法施行
35年		精神薄弱者福祉法施行 身体障害者雇用促進法施行
36年		3歳児健康診査制度開始
37年	浦和児童相談所を中央児童相談所と名称変更	家庭奉仕員制度発足 児童扶養手当法施行 義務教育教科書無償法施行 社団法人埼玉県里親会の設立許可を受ける
38年		3歳児精密健康診査開始 老人福祉法施行 里親委託児童数が最高の400人に
39年		母子福祉法施行 家庭児童相談室設置運営要綱施行
40年	川越児童相談所新築・開設(川越地方庁舎内) 熊谷児童相談所新築・移転(熊谷市箱田)	身体障害者(児)実態調査実施
41年		特別児童扶養手当法施行 母子保健法施行
42年		所得税法一部改正(委託児童を扶養家族に認定) 第3回全国身体障害者スポーツ大会開催(上尾市)
43年	中央児童相談所仮設事務所に移転(与野市本町)	重症心身障害児特殊寝台貸与開始 第14回全国里親大会開催
44年	中央児童相談所新築・移転(浦和市元町)	自閉症児療育事業実施要綱施行 心身障害者扶養共済制度発足
45年		心身障害者対策基本法施行
46年		児童手当法公布
47年		登録里親数が最高の958人に 心身障害児通園事業実施要綱施行
48年	越谷児童相談所新築・開設(越谷市恩間)	厚生省が里親促進事業を開始 70歳以上の老人医療無料化
49年		短期里親制度開始 高校卒業まで委託措置の継続が可能に 特別里親制度を県単独で実施
50年	中央児童相談所に中央機能(援助・連絡)加える	最重度心身障害児に福祉手当支給 学校、施設等職員に育児休業制度
51年		在宅重症心身障害児緊急保護事業開始
52年		母子福祉法の一部改正で保父誕生 児童相談所執務提要制定
53年	川越児童相談所新築・移転(川越市宮元町)	保育所における障害児受入について通知

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和54年	中央児童相談所新築・開設、附設児童一時保護所開設（上尾市上尾村） 従来の中央児童相談所を浦和児童相談所に改める	養護学校教育の義務化 国際児童年記念国際児童フェスティバル開催
55年		全国の児童相談所161か所、職員4,300名に
56年		障害に関する用語整理の法律公布
57年		家庭奉仕員派遣事業の対象を拡大 障害者の日（12月9日）制定
58年		老人保健法施行
60年		児童手当法改正（第2子まで拡大）
61年		第32回全国里親大会開催 特別障害者手当等の支給開始
62年	所沢児童相談所新築・開設（所沢市並木）	社会福祉士法・介護福祉士法公布 民法改正により特別養子制度が新設
63年		特別養子制度実施
平成元年	所沢児童相談所附設児童一時保護所開設 浦和児童相談所附設児童一時保護所廃止	家庭支援相談事業を実施 子ども家庭110番電話相談事業の実施
2年		児童相談所運営指針を策定 児童福祉法一部改正（居宅介護等の措置）
6年		主任児童委員制度発足 児童の権利に関する条約に批准 エンゼルプラン策定
7年		緊急保育対策等5か年事業開始 障害者プラン策定
8年		障害児自立促進事業開始
9年		介護保険法施行 「人権教育のための国連10年」国内行動計画
10年		改正児童福祉法施行 第44回関東ブロック里親研究協議会開催（大宮市）
11年	虐待通告受理後、48時間以内の安否確認を実施	
12年		児童虐待の防止等に関する法律制定 里親に対する指導援助強化事業開始 未委託里親研修を実施
14年		第48回全国里親大会開催（浦和市） 専門里親制度創設
15年	さいたま市児童相談所・附設児童一時保護所開設（さいたま市中央区） 浦和児童相談所を南児童相談所と名称変更	支援費制度発足 身体・知的障害児への在宅福祉サービスが県から市町村に移譲
16年		改正児童虐待防止法施行 埼玉県里親会創立50周年記念大会開催 第4回全国障害者スポーツ大会開催
17年	越谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	改正児童福祉法施行
18年	埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル事業開始	障害者自立支援法施行
19年	中央児童相談所に常勤精神科医師配置	改正少年法施行
20年		改正児童虐待防止法施行
21年		改正児童福祉法施行 里親制度の改正
22年	越谷児童相談所草加支所開設（草加市西町）	
23年	南児童相談所移転（川口市芝下） 南児童相談所に附設児童一時保護所開設	
24年		民法等の一部を改正する法律施行 第58回関東ブロック里親研究協議会埼玉大会開催
25年	各所に安全確認担当を配置	障害者総合支援法施行

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
平成27年	越谷児童相談所（本所）に常勤精神科医師配置 中央児童相談所に警察職員1名配置（こども安全課兼務）	児童相談所全国共通ダイヤル3桁化（7月1日開始）
28年		改正児童福祉法一部施行（弁護士配置等）
29年	各所（支所除く）に弁護士（非常勤）を配置	改正児童福祉法施行（児童福祉司の研修義務化、市町村への事案送致、養子縁組里親の法定化、18歳以上の者への支援継続等）
30年	児童虐待情報について県警と全件共有を開始	改正児童福祉法施行（児童等の保護について司法関与を強化） 埼玉県虐待禁止条例施行 埼玉県虐待通報ダイヤル#7171開設
31年 令和元年	草加児童相談所開設（支所から本所へ） （草加市西町）	改正児童福祉法施行（児童福祉司配置基準の見直し等） 児童相談所全国共通ダイヤルが、児童相談所虐待対応ダイヤル189（通話料無料）と児童相談所相談専用ダイヤル（通話料有料）に分割
2年		改正児童福祉法施行（親権者からの体罰禁止等） 民法改正により特別養子縁組要件緩和 親と子どもの悩みごと相談@埼玉、開設
3年		要保護児童等に関する情報共有システム運用開始 児童相談所相談専用ダイヤル通話料無料化
4年		改正民法施行、成年年齢20歳から18歳に引き下げ

3 組織（令和4年4月1日）

		児 童 相 談 所						
		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
所	長	1	1	1	1	1	1	1
副	所 長			1		1		1
医	幹	1						
担 当	総務、心理相談、家族・自立支援、保護	副 所 長	1	1		1		1
	総 務	担 当 部 長 ・ 担 当 課 長	1	1	1	1	1	1
		主 任 ・ 主 事 等	2	3	2	2	3	2
	心 理 相 談 支 援、 家 族 ・ 自 立 支 援	担 当 部 長（児 童 福 祉 司）	1	1	1	1	1	1
	心 理 相 談	担 当 課 長（児 童 心 理 司）	2	1	1	1	1	1
		児 童 心 理 司	8	7	7	11	11	7
	家 族 ・ 自 立 支 援	担 当 課 長（児 童 福 祉 司）	2	1	1	1	1	
		児 童 福 祉 司	8	7	12	12	9	7
		児 童 心 理 司	3	3	3	4	2	2
	保 護	担 当 部 長（児 童 指 導 員）	1	1		1		1
		担 当 課 長（児 童 指 導 員、保 育 士）	2	2		2		2
		児 童 指 導 員	7	7		9		7
		保 育 士	7	7		5		5
		看 護 師	1	1		1		1
		調 理 員						
		栄 養 士（兼 務）	(1)	(1)		(1)		(1)
	里親推進、虐待・相談指導、安全確認・市町村支援	副 所 長	1	1		1		1
		担 当 部 長（児 童 福 祉 司）						1
	里 親 推 進	主 任 ・ 主 事			1	1	1	1
		児 童 福 祉 司	1	1				
	虐 待 ・ 相 談 指 導、安全確認・市町村支援	担 当 部 長（児 童 福 祉 司）	2	1	1	1	1	
		担 当 課 長（児 童 福 祉 司）		1	1	1	1	
		児 童 福 祉 司	11	15	16	17	13	16
虐 待 ・ 相 談 指 導	主 任 ・ 主 事						1	
	社 会 福 祉 主 事 等（兼 務）					(2)		
	保 健 師（兼 務）	(2)	(1)	(4)	(2)	(4)	(2)	
安 全 確 認 ・ 市 町 村 支 援	担 当 課 長	1	1	1	1	1	1	
	担 当 課 長（児 童 福 祉 司）		1	1	1		1	
	児 童 福 祉 司	9	13	13	18	8	9	
	主 任 ・ 主 事	1						
企 画 調 整	副 所 長	1						
	担 当 部 長（兼 務）	(1)						
	主 任	2						
計（兼務を除く）		77	78	64	94	56	70	45
会 計 年 度 任 用 職 員	主 任 心 理 相 談 員	1						
	心 理 相 談 員				1		1	1
	児 童 心 理 支 援 員	1	2		1	1	2	1
	心 理 職 員				1			
	学 習 指 導 員	2	2		2		2	
	学 習 補 助 員	4	1		2			
	調 理 員							
	市 町 村 支 援 員	3						
	児 童 相 談 専 門 員	2	2	2	2	2	2	2
	虐 待 対 応 専 門 員				1		1	
	虐 待 対 応 相 談 員	1	2	1	2	2		3
	虐 待 ・ 相 談 指 導 担 当 職 員					2		
	里 親 等 委 託 調 整 員	2	1	2	2	2	2	1
	里 親 委 託 強 化 推 進 員	1	1	1	1	1		1
	嘱 託	医 師	4	8	4	4	3	9
	弁 護 士	1	1	1	1	1	1	1

4 担当の主な業務

心理相談担当

- 相談の受付
- 受理会議・診断会議に関する業務
- 継続指導
- 心理診断・判定
- 心理治療・指導
- 療育手帳交付に係る業務
- 特別児童扶養手当認定診断書などの発行に係る業務
- 医学診断に関する業務
- 保護者への精神医学的・心理学的支援

家族・自立支援担当

- 家族支援プログラムに関する業務
- 継続指導
- 心理診断・判定
- 心理治療・指導
- 児童相談所カウンセリング強化事業
- 保護者への精神医学的・心理学的支援
- 措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- 保護者負担金認定事務
- 措置後の児童及び保護者に対する指導
- 家族援助技術の実施・調整に係る業務

虐待・相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当

- 相談の受付（所外での受付、通告・送致文書の受理、来談者の初回面接）
- 障害者総合支援法関連業務
- 児童保護者に対する訪問指導
- 処遇会議に関する事務及び児童福祉法第26条、第27条に規定する措置の手続き
- 措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
- 保護者負担金認定事務
- 措置後の児童及び保護者に対する指導
- 管轄地域における児童問題の把握及び防止、再発防止活動
- 児童福祉法第30条の届出に関する業務
- 児童の安全確認に関する業務
- 関係機関との連携
- 受理会議に関する事務
- 継続指導
- 統計事務に関する業務
- ケースファイルの整理保管

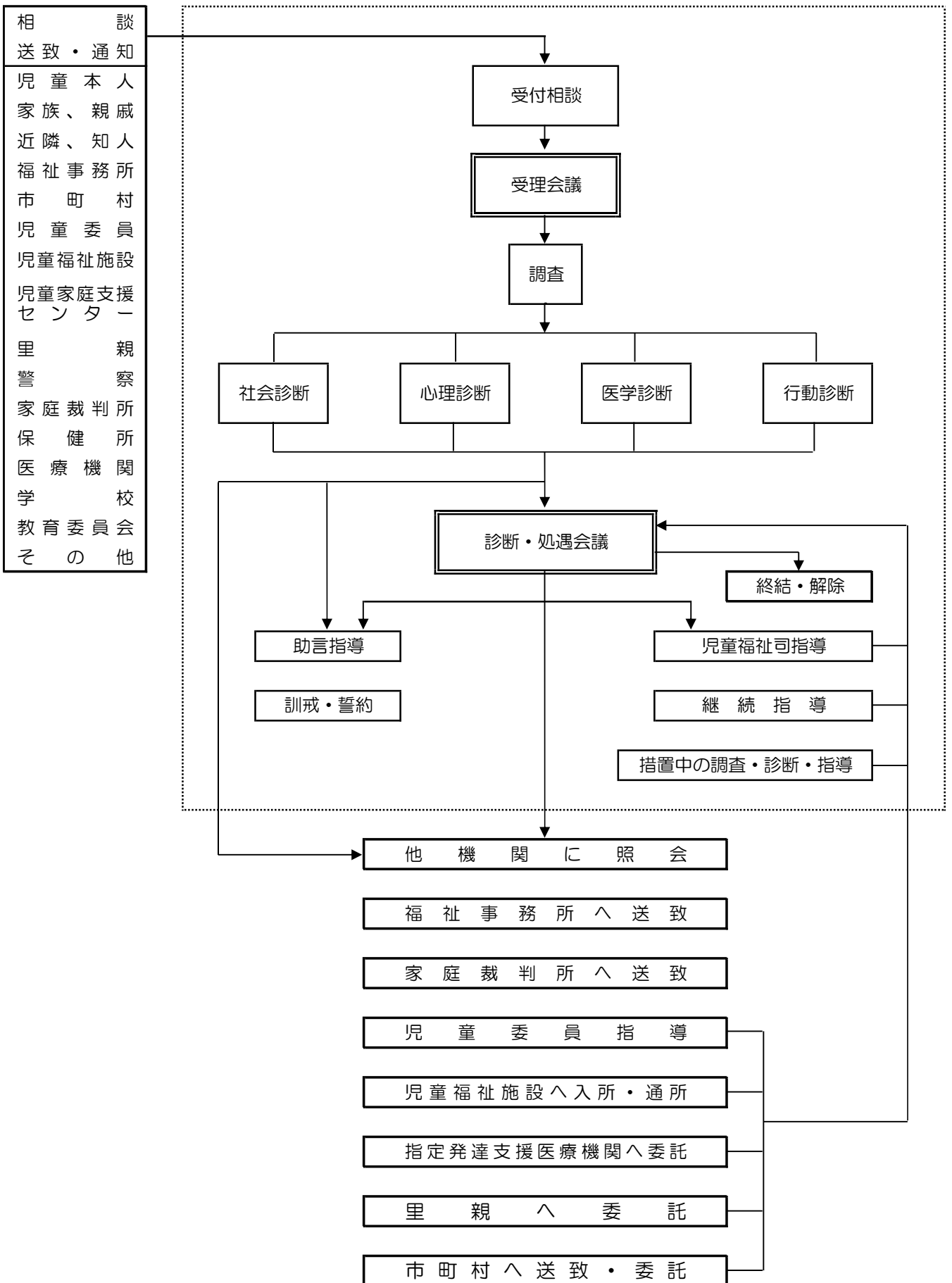
里親推進担当、市町村支援担当は、主に次の業務を担当する

- 里親の調査及び指導（特別養子縁組の調査を含む）
- 市町村職員研修に関する業務
- 実習生の受入れに関する業務
- 地域の関係機関との連携強化に関する業務
- 要保護児童対策地域協議会に関する業務
- 市町村への支援に関する業務

保護担当〔中央・南・所沢・越谷児童相談所〕

- 一時保護の実施
- 一時保護児童の行動観察及び生活指導・学習指導

5 相談の流れ



【「相談の流れ」の中の用語の説明】

【受理会議とは】

児童相談所で受け付けた相談について、当面の援助方針及び調査期間を決定するとともに、主たる担当者を決める。

【診断会議とは】

相談中の事例について、援助方針を再検討するとともに、継続指導の開始及び終了を決定する。

【処遇会議とは】

相談中の事例について、児童福祉法に基づいて、施設入所など具体的な援助方法（措置）を決定する。

【助言指導とは】

児童又は保護者に対して助言を与えることで、当面の問題解決が図れると判断される場合に行う。

一時保護をして、在宅生活へ向けて行動観察をした相談や、地域関係機関と今後の生活を見守るネットワークを作り上げて終了した相談も含まれる。

（法第12条第2項）

【継続指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、児童や保護者が原則として児童相談所に通所し、継続的な心理的援助などが必要とされた場合に行う。なお、継続指導に当たっては、援助方法などについて、相談者が理解し、児童相談所との合意が成立している必要がある。

（法第12条第2項）

【児童福祉司指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、原則として児童福祉司が訪問を主体に援助する必要がある場合に行う。地域関係機関との連携も重要となる。

（法第27条第1項第2号）

【児童福祉施設とは】

法に規定されている施設で、入所施設、通所施設に分けられる。

入所施設には、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等がある。

通所施設には、児童心理治療施設がある。

（法第7条）

【里親とは】

保護者のもとで育てられない児童を、自己の家庭に引き取り、養育することを希望し、知事が認めた者をいう。

（法第6条の4）

6 相談の内容

養護相談

- ・父又は母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役などによる、養育困難な児童に関する相談
- ・棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など、環境的問題を有する児童に関する相談
- ・養子縁組に関する相談

保健相談

- ・児童の疾患への初期対応の仕方、乳児や幼児期初期の発達、思春期の性に関する相談

障害相談

肢体不自由相談

- ・肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

視聴覚障害相談

- ・視覚又は聴覚の機能障害のある児童に関する相談

言語発達障害等相談

- ・構音障害、吃音、失語など音声や言語の機能障害のある児童に関する相談
- ・言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童に関する相談

重症心身障害相談

- ・重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に関する相談

知的障害相談

- ・知的発達に遅れのある児童に関する相談

発達障害相談

- ・自閉症若しくは自閉症同様の症状を示す児童に関する相談

非行相談

ぐ犯行為等相談

- ・虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などぐ犯行為、問題行動のある児童に関する相談
- ・警察署からぐ犯少年として通告のあった児童に関する相談

触法行為等相談

- ・触法行為があったと思われる警察署から通告のない児童に関する相談
- ・窃盗、恐喝など触法行為があったとして、警察署から通告のあった児童に関する相談
- ・14歳以上の犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

育成相談

性格行動相談

- ・児童の人格の発達上問題となる、反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力など、性格行動上の問題を有する児童に関する相談

不登校相談

- ・学校や幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談

適性相談

- ・進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談

育児・しつけ相談

- ・家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談

その他の相談

- ・以上のいずれにも該当しない相談

第 2 部

業 務 の 概 要

(令和3年度の実績)

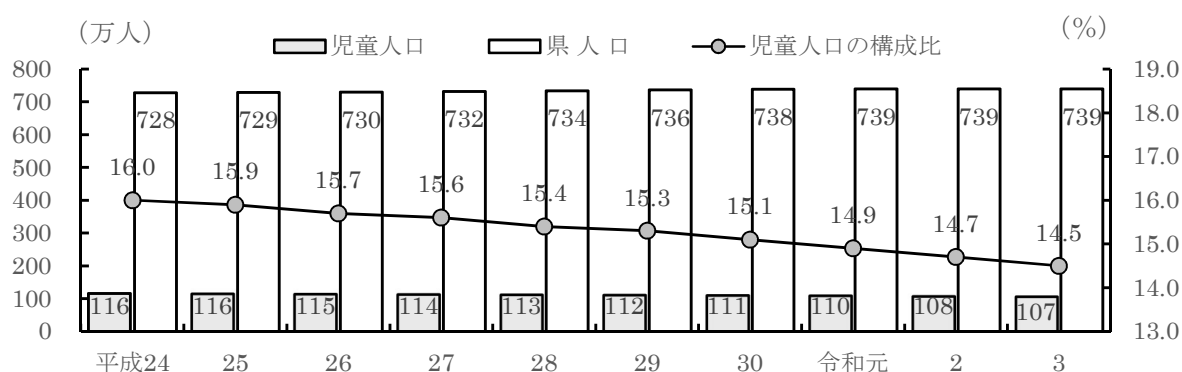
1 相談の受付と援助の状況

(1) 相談の状況

ア 児童人口（令和4年1月1日現在、埼玉県町（丁）字別人口調査より）

県の人口はほぼ横ばいとなっているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成24年度の約116万人から令和3年度は約107万人となり、この10年間で約9万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この10年間で約1.5ポイント低下し、令和3年度には14.5%となった。

図1 県人口及び児童(18歳未満)人口の推移（さいたま市を含む）

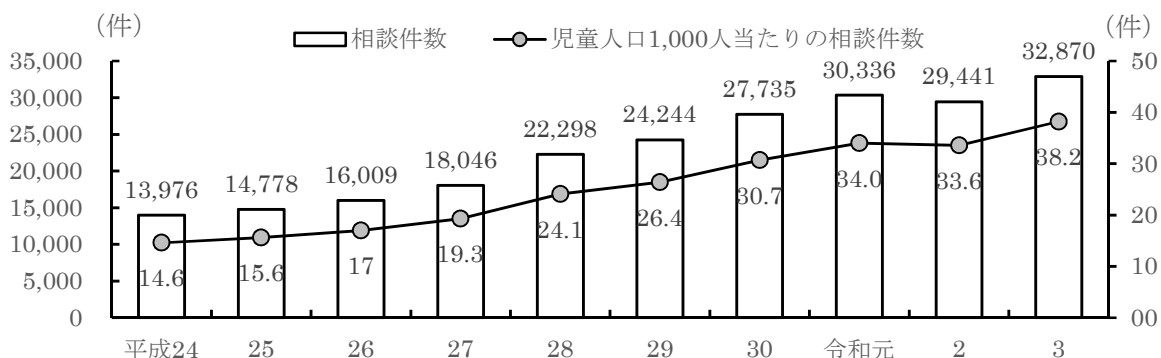


イ 相談件数（厚労省報告例第43表より）

全児童相談所の受付相談件数は、令和3年度は32,870件で、前年度に比べ3,429件、11.6%の増加となっている。

また、令和3年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、38.2件であった。

図2 相談件数の推移



ウ 相談内容別受付状況（厚労省報告例第44表より）

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の59.2%を占めており、以下、障害相談24.5%、育成相談4.8%、非行相談1.5%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の19,446件の中には、児童虐待相談の14,677件が含まれる。これは令和3年度に受付けた相談の総件数32,870件の44.7%に相当する。

育成相談には性格行動相談、育児・しつけ相談、不登校相談等が含まれる。

表1 相談内容別受付状況

相談内容	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
養護相談	13,946	16,294	18,219	18,718	19,446
保健相談	30	36	45	34	27
障害相談	6,156	6,593	6,564	5,112	8,053
非行相談	492	496	420	424	478
育成相談	1,393	1,357	1,468	1,411	1,587
その他の相談	2,227	2,959	3,620	3,742	3,279
計	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870

エ 経路別受付状況（厚労省報告例第43表より）

相談の経路としては「警察等」からの相談が最も多く、全体の39.8%、次に「都道府県・市町村」が24.9%となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」からの通告となっている。前年度に比べ、「都道府県・市町村」からの通告は1,860件、29.3%増加、「家族・親戚」からの通告は972件、17.8%増加している。

表2 経路別受付状況

受付経路	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
都道府県・市町村	6,356	6,812	7,124	6,341	8,201
児童福祉施設・里親等	110	169	163	135	156
警察等	9,453	11,131	12,599	12,939	13,094
家庭裁判所	107	81	119	101	79
学校・教育委員会等	662	881	1,109	985	1,045
保健所・医療機関	329	339	376	354	375
家族・親戚	5,314	5,783	5,884	5,449	6,421
児童本人	133	176	177	337	372
児童委員	12	14	10	13	7
近隣・知人	1,284	1,742	2,175	2,209	2,529
その他	484	607	600	578	591
計	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870

(2) 相談内容別の受付と援助の状況

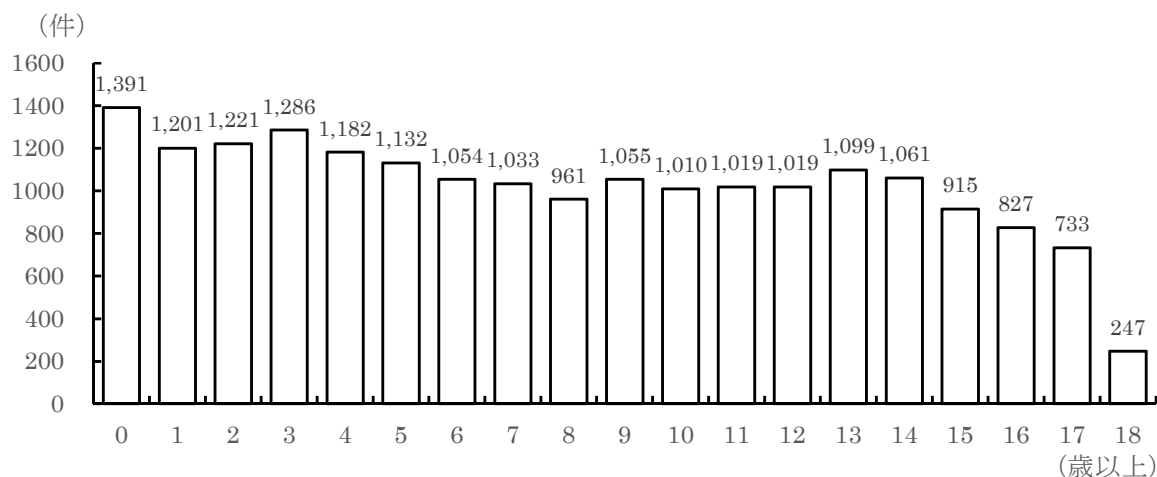
ア 養護相談（厚労省報告例第44表より）

(ア) 年齢別受付状況

養護相談19,446件のうち、0歳から5歳までの乳幼児についての相談件数は7,413件で、養護相談全体の38.1%を占めている。0歳が一番多く年齢が上がるほど減少傾向がみられるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

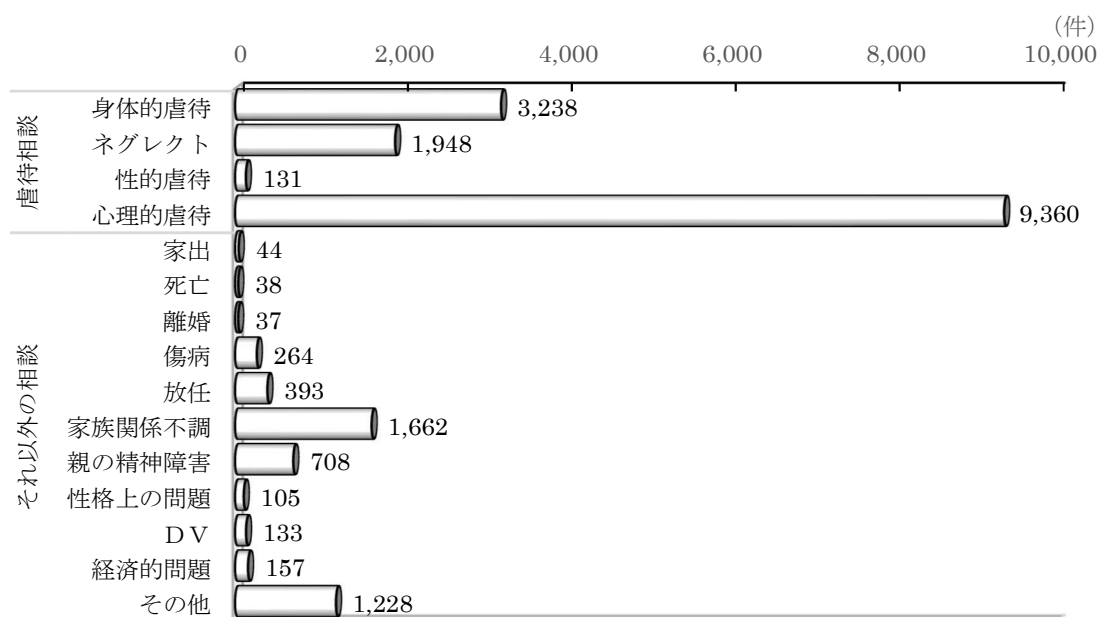
また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかったり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。18歳を超えても施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

図3 養護相談の年齢別受付件数



(イ) 相談の内容

図4 養護相談の内容別受付状況



*DVについて、心理的虐待に当たるものは除いている。

(ウ) 虐待相談の対応状況（さいたま市を含む）

埼玉県における虐待相談の対応件数は、令和3年度には17,606件となり、令和2年度から704件増加した。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が11,355件(64.5%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が3,742件(21.3%)、「ネグレクト」2,352件(13.4%)の順となっている。

図5 過去10年間の虐待相談対応件数の推移

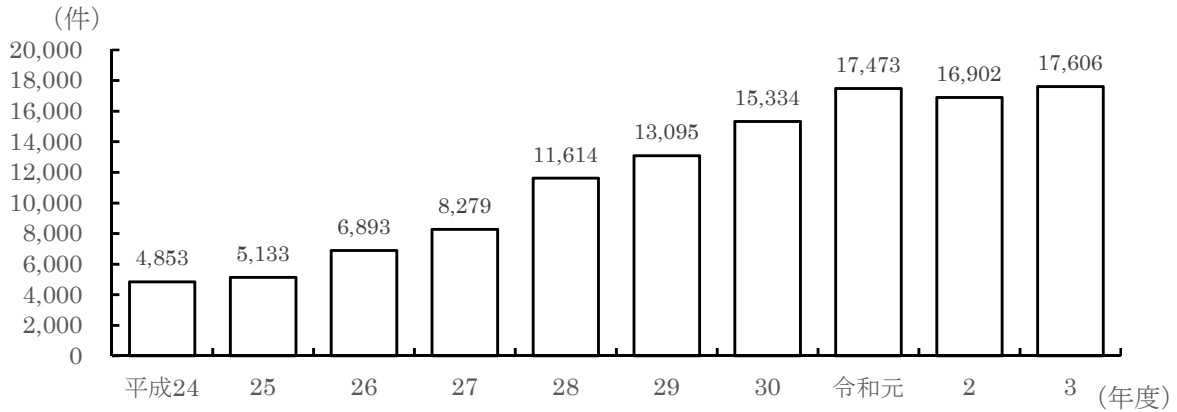


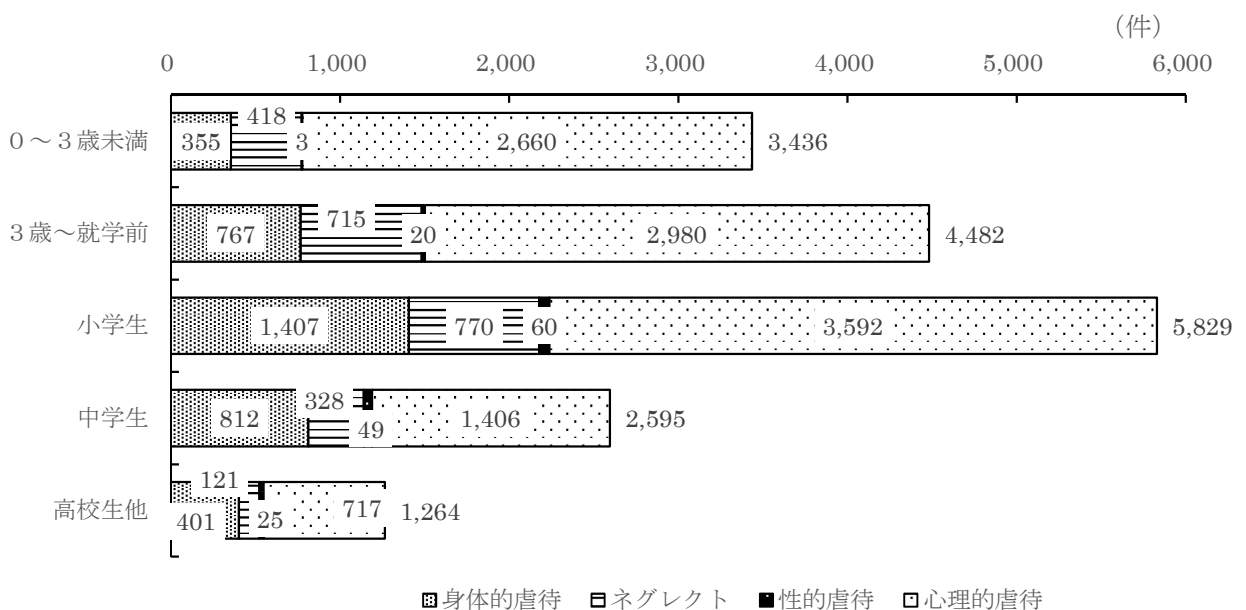
表3 虐待相談の内容

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
平成29年度	2,685 (505)	2,582 (582)	118 (21)	8,008 (1,602)	13,393 (2,710)
平成30年度	3,350 (607)	2,795 (549)	133 (23)	9,256 (1,758)	15,534 (2,937)
令和元年度	3,747 (680)	2,727 (568)	164 (42)	10,835 (2,065)	17,473 (3,335)
令和2年度	3,819 (711)	2,339 (506)	142 (28)	10,602 (1,996)	16,902 (3,241)
令和3年度	3,742 (641)	2,352 (535)	157 (29)	11,355 (2,031)	17,606 (3,236)

注) 平成29～30年度は受理件数、令和元年度～は対応件数。また、()は、さいたま市児童相談所に対応した件数の再掲である。

虐待を受けた子供の年齢を見ると、0歳から就学前の乳幼児が7,918件、全体の45.0%を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

図6 被害児童の年齢別内容別状況



主な虐待者を見ると、実母が全体の48.0%を占め最も多い。実父の数を合わせると両者で全体の89.0%を占めている。

図7 主な虐待者

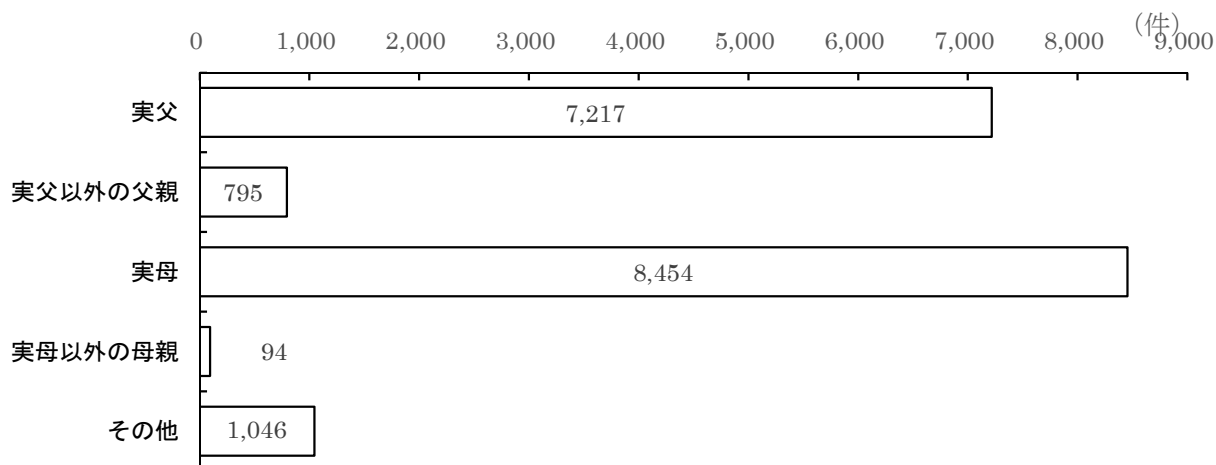
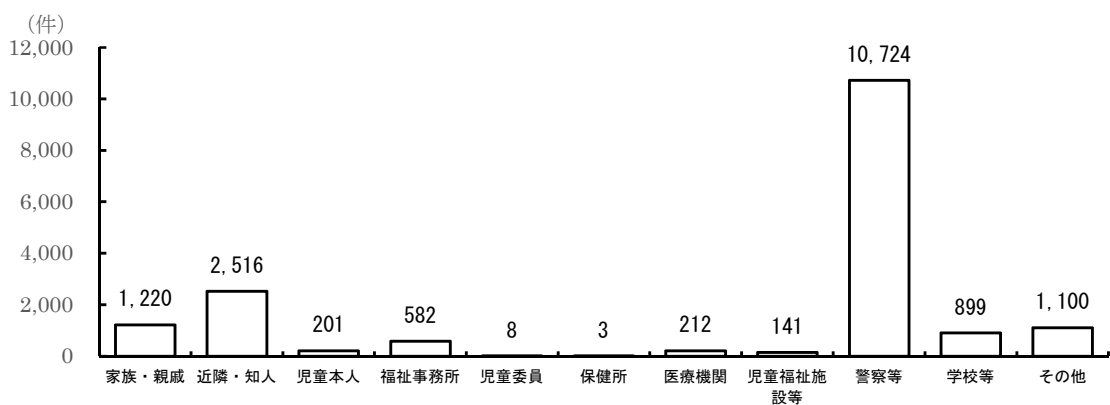


表4 主な虐待者の内訳

	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	そ の 他
平成29年度	5,481	689	6,101	66	758
平成30年度	6,107	790	7,434	99	904
令和元年度	7,162	809	8,463	65	974
令和2年度	6,849	763	8,045	61	1,184
令和3年度	7,217	795	8,454	94	1,046

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の60.9%、次いで近隣・知人の14.3%、家族・親戚の6.9%となっている。DV目撃等による警察からの通告が著しく多い。

図8 虐待相談の通告経路



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、子供と家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表5 児童相談所別児童虐待相談対応件数（市町村別）

児相	市町村名	元年度	2年度	3年度	
中央	鴻巣市	236	201	178	
	上尾市	611	497	620	
	桶川市	128	152	115	
	久喜市	332	267	285	
	北本市	179	138	101	
	蓮田市	126	105	103	
	白岡市	79	116	101	
	伊奈町	84	84	96	
	管外・不明・県外	40	46	44	
南	川口市	1,737	1,658	1,721	
	蕨市	177	158	159	
	戸田市	383	342	331	
	管外・不明・県外	58	57	63	
川越	川越市	625	728	984	
	東松山市	194	202	202	
	富士見市	310	294	268	
	鶴ヶ島市	194	226	191	
	日高市	93	130	129	
	坂戸市	242	248	232	
	ふじみ野市	286	225	274	
	三芳町	81	66	70	
	毛呂山町	76	90	96	
	越生町	15	16	8	
	滑川町	45	39	41	
	嵐山町	23	31	28	
	小川町	53	78	83	
	川島町	25	30	29	
	吉見町	11	32	34	
	鳩山町	19	7	26	
	ときがわ町	10	9	21	
	東秩父村	0	0	1	
	管外・不明・県外	47	55	56	
	所沢	所沢市	738	709	781
		飯能市	90	103	110
		狭山市	364	305	303
		入間市	347	313	278
朝霞市		290	316	303	
志木市		140	154	174	
和光市		162	181	171	
新座市		364	357	344	
管外・不明・県外		40	52	77	
熊谷		熊谷市	365	349	370
		行田市	181	224	206
	秩父市	150	126	112	
	加須市	273	223	275	
	本庄市	161	208	200	
	羽生市	124	112	88	
	深谷市	270	299	271	
	横瀬町	22	7	3	
	皆野町	16	8	0	
	長瀨町	10	5	5	
	小鹿野町	23	10	4	
	美里町	6	4	6	
	神川町	36	26	22	
	上里町	40	43	40	
	寄居町	51	50	40	
	管外・不明・県外	34	21	10	
	越谷	春日部市	546	472	562
越谷市		867	909	981	
幸手市		79	96	138	
宮代町		68	82	81	
杉戸町		76	79	62	
松伏町		57	60	82	
管外・不明・県外		33	37	42	
草加	草加市	668	615	671	
	八潮市	309	235	281	
	三郷市	358	360	371	
	吉川市	192	160	150	
	管外・不明・県外	49	24	66	
県児相 小計		14,118	13,661	14,370	
さいたま市児相		3,355	3,241	3,236	
合計		17,473	16,902	17,606	

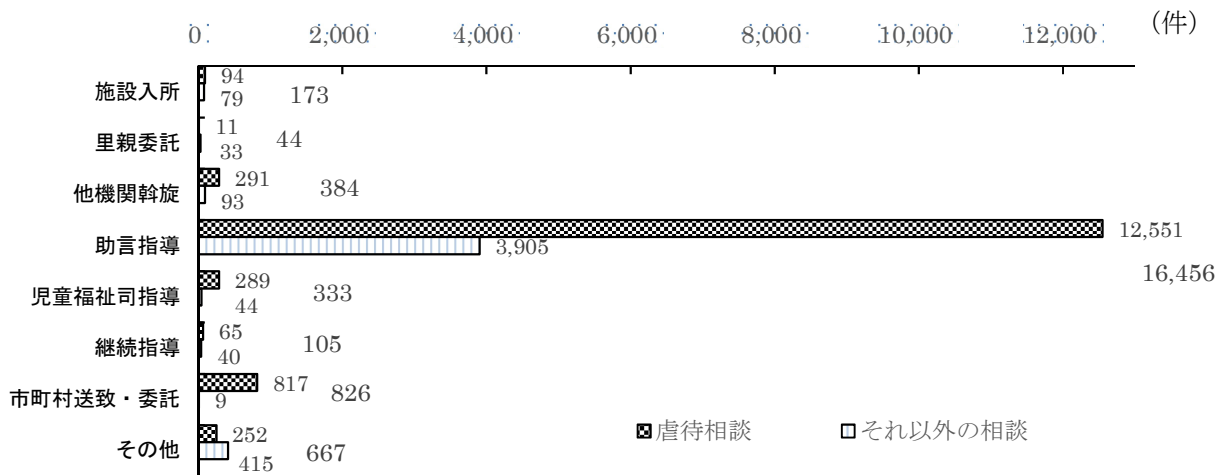
(工) 援助状況

児童相談所で受付けた養護相談で、調査・面接あるいは一時保護等の援助を行った後、令和3年度中に何らかの援助を行ったものは18,988件であった。そのうち、「施設入所」、「障害児施設等への利用契約」と「里親委託」は合わせて219件あり、全体の1.2%であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から、児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は、保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など処遇困難な相談や、施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った。

図9 養護相談処理件数（厚労省報告例第45表より）



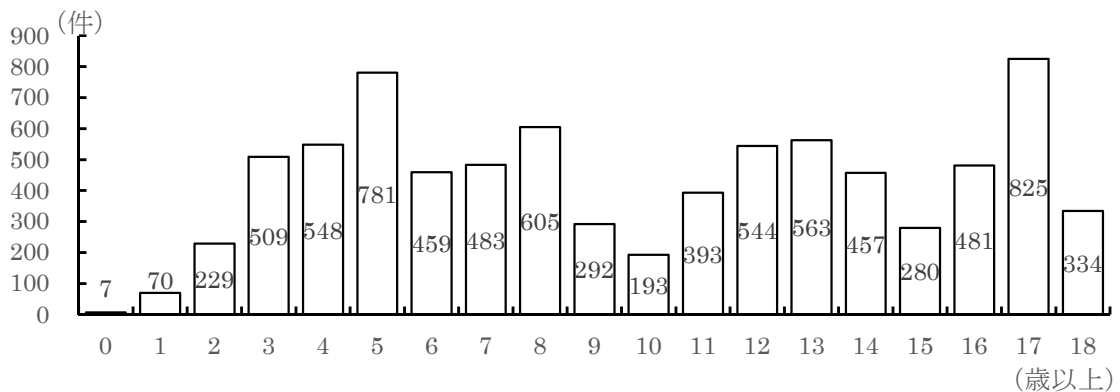
イ 障害相談

(ア) 年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める3歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や、諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

18歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

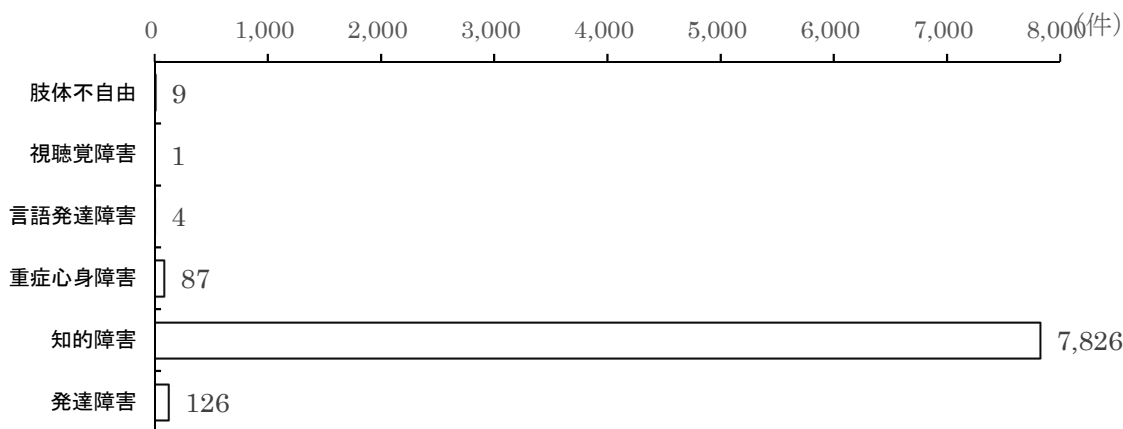
図10 障害児童相談年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）



(イ) 相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和3年度に相談を受付けた8,053件のうち知的障害相談が7,826件(97.2%)を占めている。

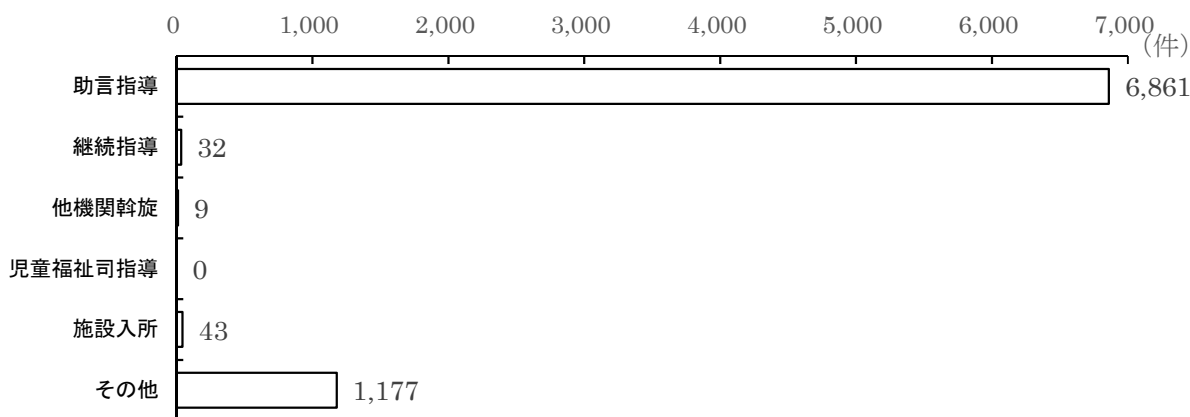
図1-1 障害相談の内容別件数



(ウ) 援助状況

障害相談で、令和3年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は8,122件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図1-2 障害相談の援助内容別件数(厚労省報告例第45表より)



注) 施設入所には、措置と利用契約が含まれる。

援助を実施した障害相談8,122件を内容から見ると、「助言指導」が6,861件であり、全体の84.5%を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

表6 障害相談（相談種別）の援助内容

	助言指導	継続指導	他機関あつせん	児童福祉司指導	施設入所	その他	計
肢体不自由相談	2	3	0	0	4	2	11
視聴覚障害相談	1	0	0	0	0	0	1
言語発達障害等相談	4	0	0	0	0	0	4
重症心身障害相談	18	22	1	0	28	4	73
知的障害相談	6,729	7	6	0	11	1,159	7,912
発達障害相談	107	0	2	0	0	12	121
計	6,861	32	9	0	43	1,177	8,122

注) 施設入所には、措置と利用契約とが含まれる。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が18歳になっても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

ウ 非行相談

(ア) 年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）

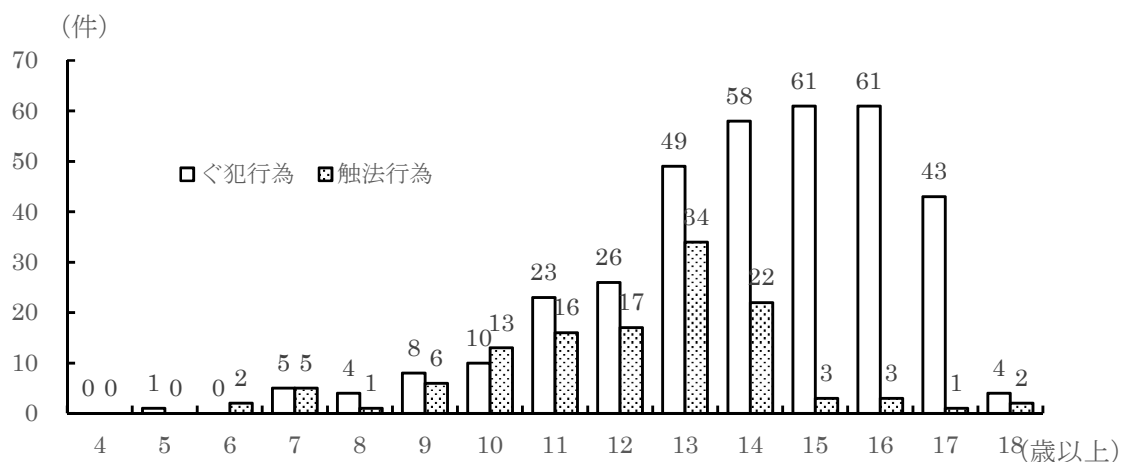
令和3年度に受理した非行相談の数は478件であり、前年度の424件から54件増加した。全相談受付件数32,870件の1.5%を占めている。

相談の内訳は、＜犯行為等相談が353件、触法行為等相談が125件であった。

＜犯及び触法の全非行相談の中で、13歳から15歳までの中学生の相談件数が227件を数え、全体の47.5%を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、内容の重篤な、対応困難なケースも少なくない。

図13 ＜犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

＜犯行為等相談では、「家出・放浪」が127件で最も多く、36.0%を占めている。
触法行為等相談では、「窃盗」が48件で最も多く、38.4%を占める。

表7 ＜犯行為等相談内容別受付状況

	家出・放浪	窃盗	夜外遊泊	持ち出し	乱暴	不純異性交遊 不良交友	傷害	飲酒・喫煙	怠学	その他	計
男	32	14	12	45	29	2	2	1	0	33	170
女	95	4	36	11	4	22	0	5	0	6	183
計	127	18	48	56	33	24	2	6	0	39	353

表8 触法行為等相談内容別受付状況

	窃盗	強盗	器物破損	傷害	恐喝	わいせつ 強姦	放火	その他	計
男	26	1	6	14	5	16	8	16	92
女	22	0	1	6	0	0	1	3	33
計	48	1	7	20	5	16	9	19	125

(ウ) 援助状況（厚労省報告例第45表より）

援助を実施した「＜犯」及び「触法」を合わせた非行相談463件のうち、385件（83.2%）が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは11件（2.4%）であった。

表9 非行相談の援助内容別状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	施設入所	家裁送致	その他	計
＜犯行為等相談	291	3	15	10	10	0	17	346
触法行為等相談	94	4	4	7	1	3	4	117
計	385	7	19	17	11	3	21	463

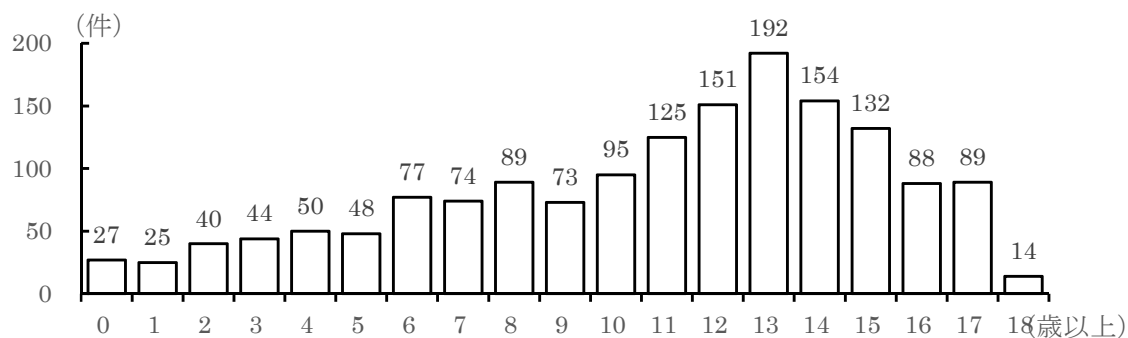
- 注) 1「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。
2「施設入所」はその大半が児童自立支援施設への入所である。
3「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置（法第27条第1項第4号）を行ったものである。

Ⅱ 育成相談

(ア) 年齢別受付状況（厚労省報告例第44表より）

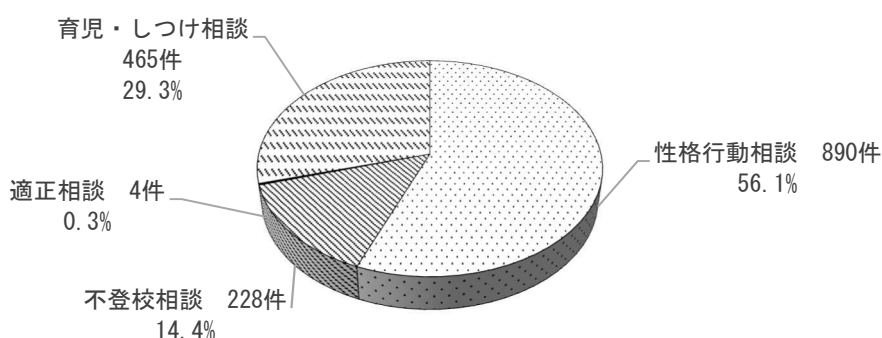
令和3年度の受付件数は1,587件であった。育成相談全体では、就学前から小学校低学年では比較的「育児・しつけ相談」が多く、小学校高学年からは、「性格行動相談」や「不登校相談」の割合が高くなる。

図14 育成相談年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

図15 育成相談の内容別受付件数



(ウ) 援助状況（厚労省報告例第45表より）

育成相談について、令和3年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表10 育成相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他 あ 機 関 あ っ せ ん	児 指 導 指 導 児 童 福 祉 司	施 設 入 所	そ の 他	計
性格行動相談	778	21	20	0	4	44	867
不登校相談	222	0	2	0	0	9	233
適性相談	4	0	0	0	0	0	4
育児・しつけ相談	424	7	6	1	0	27	465
計	1,428	28	28	1	4	80	1,569

オ 保健相談・その他の相談（厚労省報告例第45表より）

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表 1 1 保健相談・その他の相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉司 指 導	そ の 他	計
保 健 相 談	23	0	2	0	2	27
その他の相談	975	0	68	2	2,232	3,277

(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル

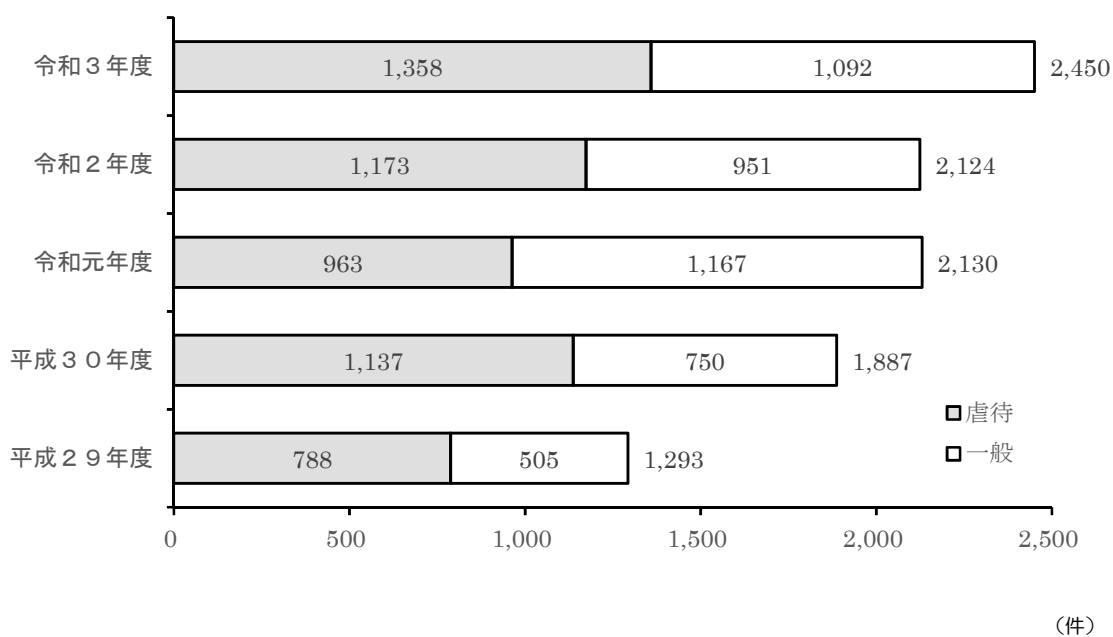
24時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成18年6月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和3年度に休日夜間児童虐待通報ダイヤルに寄せられた通報は2,450件で、前年度に比べ15.3%増加した。年々受付件数が増えている要因として、児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、189などの通報窓口が周知されてきていること等の影響によるものと思われる。

表 1 2 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数

時間帯	夜 間 (18時~22時)	深夜・早朝 (22時~翌8時半)	休日の日中 (8時半~18時)	合 計
虐 待 通 報	579	338	441	1,358
虐待以外の相談	463	283	346	1,092
受 付 合 計	1,042	621	787	2,450

図 1 6 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移



2 活動状況

(1) 児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、処遇会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

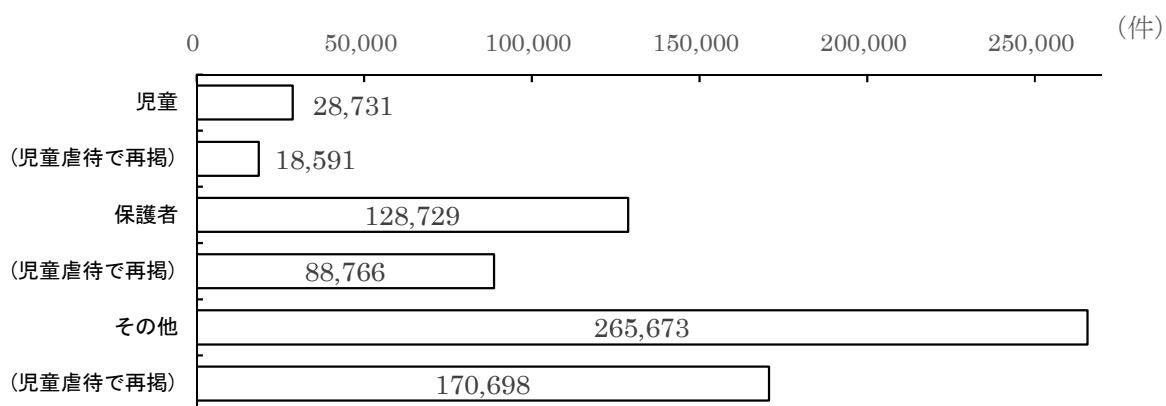
ア 調査・社会診断（厚労省報告例第48表より）

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援・処遇が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となっていく。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

令和3年度中に行われた調査・社会診断の件数は、全体で延べ423,133件であり、その対象別内訳は次のとおりである。

図17 調査・社会診断

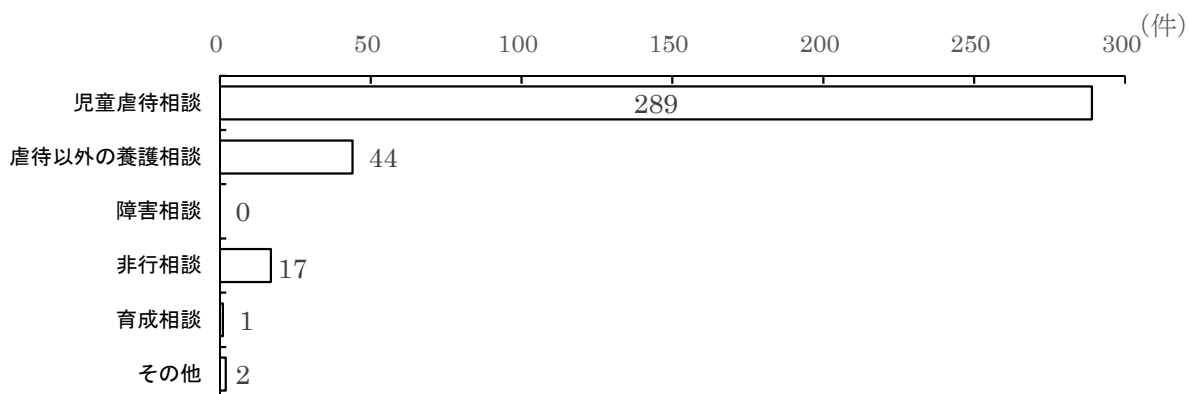


対象別内訳から見ると、「その他」が最も多く、全体の62.8%を占める。この中には、学校、保育所、保健センター等地域の関係諸機関等が含まれており、それらの機関とも連携・協力しながら、最良の支援方法が得られるよう検討を行っている。

イ 児童福祉司指導（厚労省報告例第45表より）

令和3年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は353件であり、その相談種別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の94.3%を占めている。児童虐待相談では、在宅指導にするものも多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少なくない。

図18 児童福祉司指導相談種別内訳

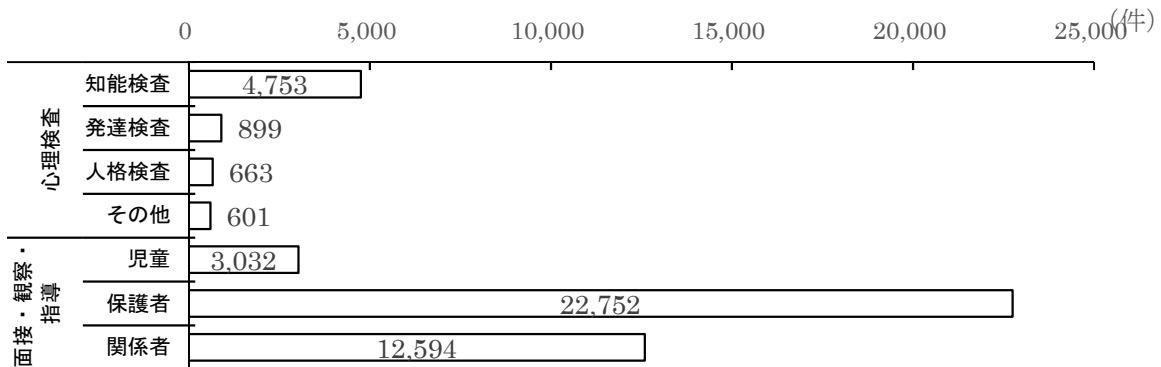


(2) 児童心理司の活動状況

ア 心理診断

心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から処遇の内容、方針を定めるために行う。また、言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

図19 心理診断指導（厚労省報告例第48表より）

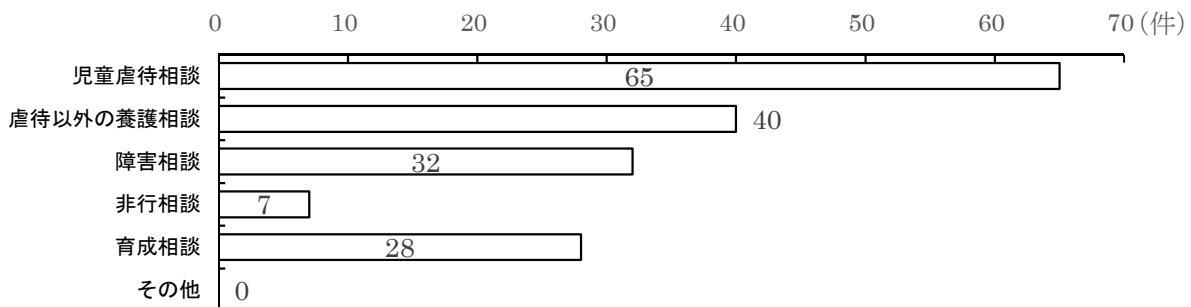


イ 継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和3年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて172件である。児童虐待相談を含む養護相談が105件と最も多い。相談種別内訳は下図のとおりである。

図20 継続指導相談種別内訳（厚労省報告例第45表より）



(3) 「家族支援」の取組みについて

ア 背景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見・保護を中心に対応が進められてきた。

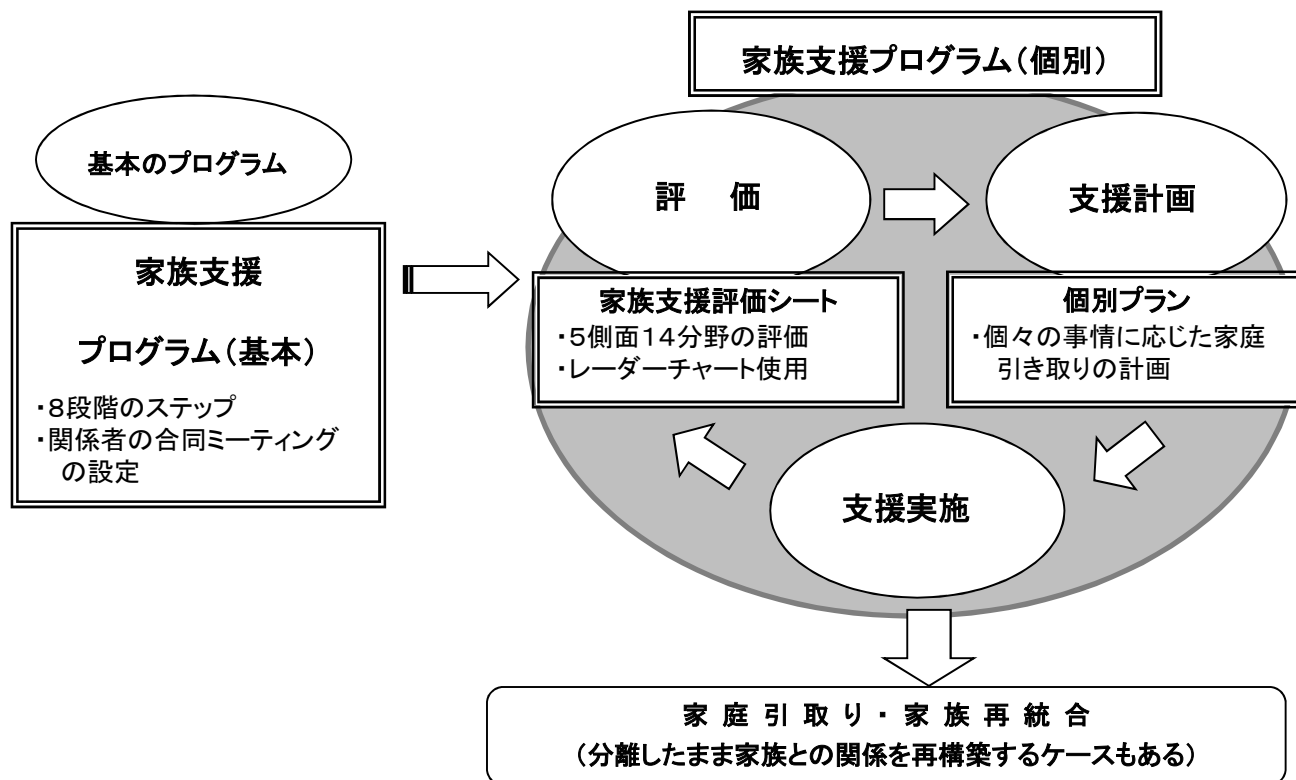
平成16年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成19年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成20年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。(詳細は、平成29年4月1日策定の「埼玉県児童相談所家庭支援指針」参照。)

イ 家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家庭支援評価シートにより評価し、基本の家庭支援プログラムを参考に個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

家族支援システムの概念図

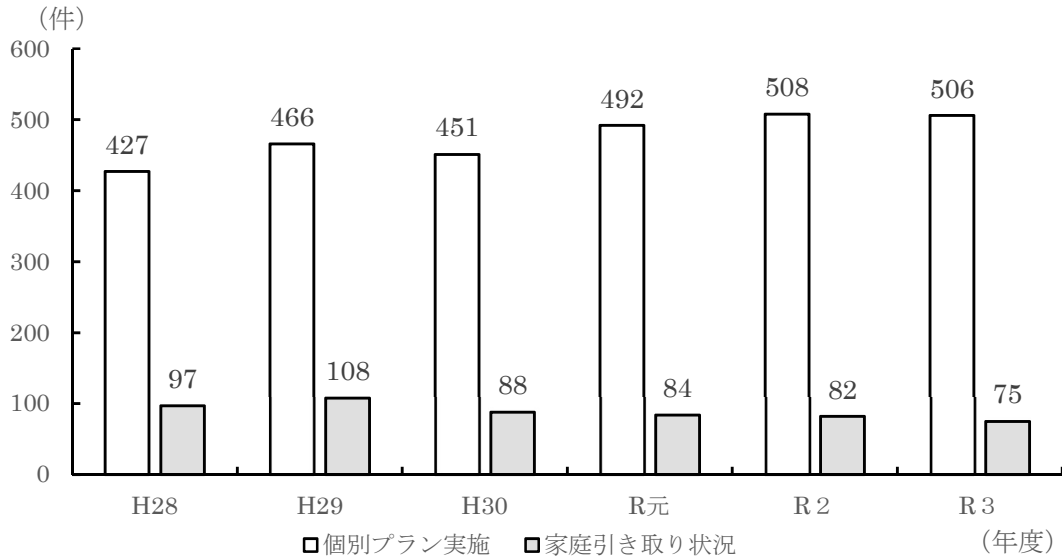


家族支援プログラム (基本)	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階のステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関が実施する内容が示されている。
家族支援評価シート	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、子どもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
個別プラン	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に（ケースによっては児童や関係者にも）示すものである。

(ア) 個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和3年度の個別プラン実施件数は506件であり、うち75件が家庭引き取りとなった。家族支援プログラムは、家庭引き取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離したまま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目的としたプランを作成している。

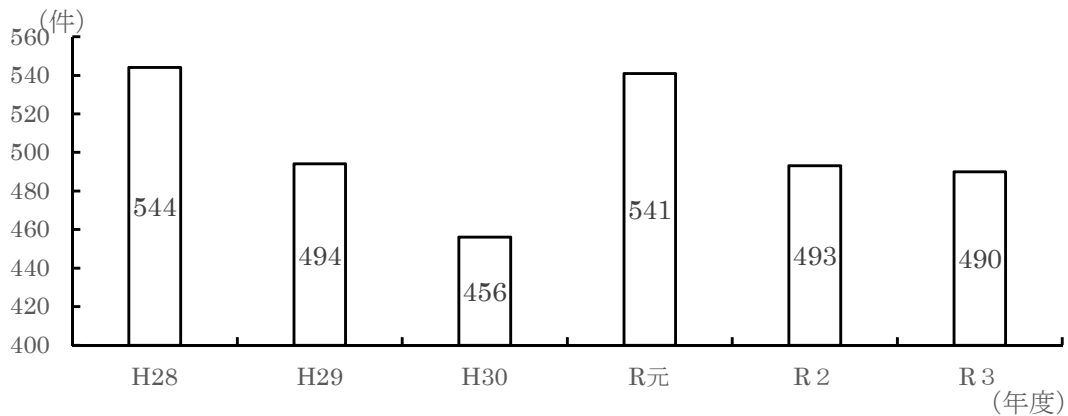
図 2 1 個別プラン実施及び家庭引き取り状況



(イ) 家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

図 2 2 家族支援評価実施件数



(4) 児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、中央児童相談所と越谷児童相談所に児童精神科医が配置され、計849件の診察等を行った。

なお、中央児童相談所の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行っている。また、平成21年度から被虐待児童及び虐待を行った保護者に対して、服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図23 形態別診察等の状況

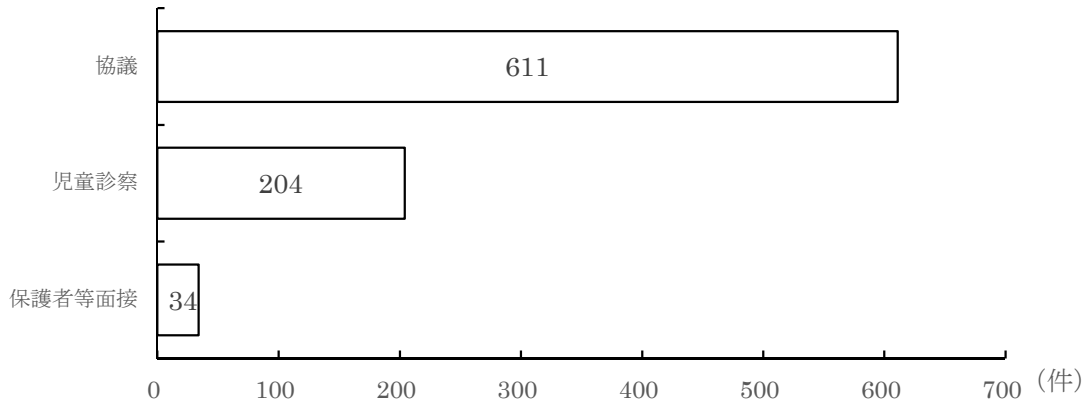
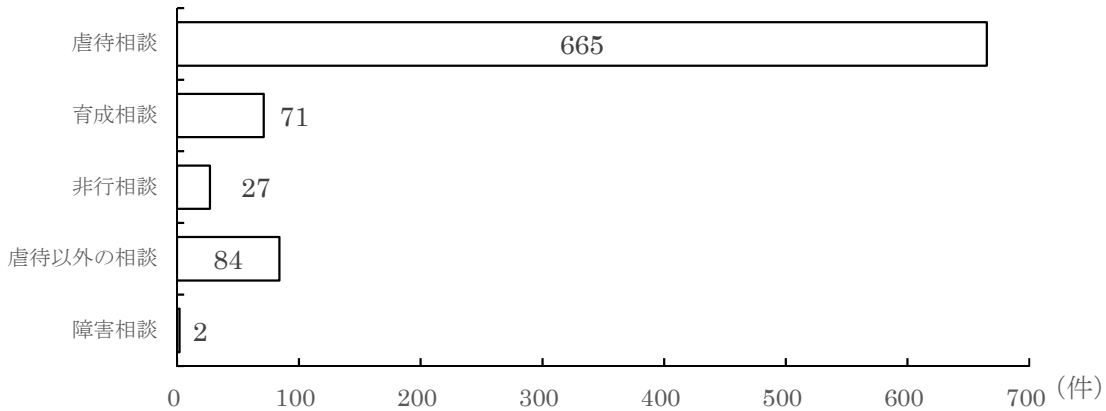


図24 相談内容別診察等の状況



(5) 一時保護の状況（厚労省報告例第47表より）

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和3年度に中央、南、所沢及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

表13 相談・年齢階層別一時保護の状況（一時保護所分）

	養護相談	障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
0～5歳	161	0	0	0	0	161
6～11歳	281	2	6	14	0	303
12～14歳	261	2	25	7	0	295
15歳以上	194	1	31	9	1	236
計	897	5	62	30	1	995

注）一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・越谷 各30名である。

相談種別では、養護相談が全体の90.2%を占め、次いで非行相談の6.2%となっている。全体の割合からすると、養護児童が多くを占めるものの、中には、児童の安全を確保するために、児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童もおり、児童の精神的安定を図る上で、いろいろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

令和3年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は次表のとおりである。

表14 委託保護分（管外児童相談所への委託保護分を含む）

	委 託	委託解除	委 託 機 関（年度中の解除数）			
			警 察 等	児童福祉施設	里 親	そ の 他
児 童 数	732	750	8	435	196	111
延 べ 日 数	—	38,102	13	29,531	5,812	2,746

図25 一時保護所児童の年齢別受付状況（一時保護所分）

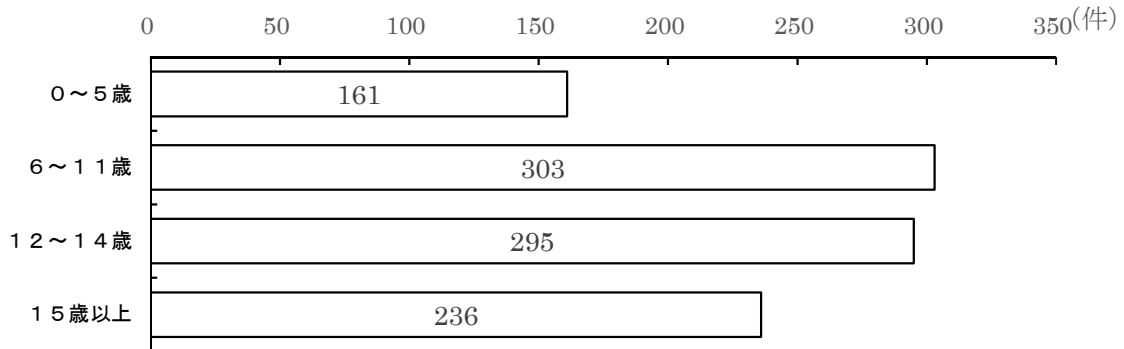


図26 児童相談所別一時保護児童数（一時保護所分）

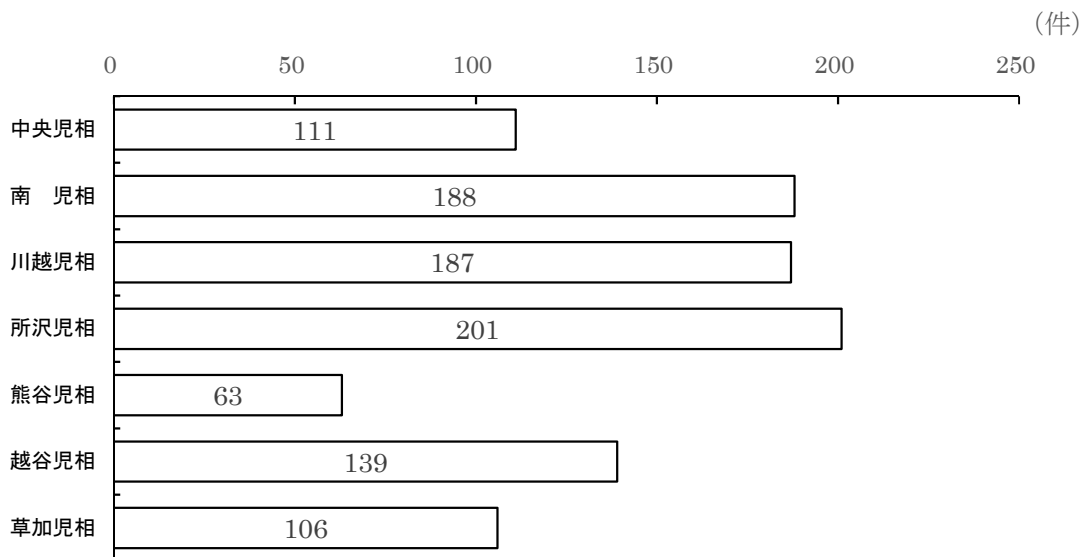


表15 一時保護所 月別1日平均在籍児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	23.6	28.4	31.6	32.9	29.6	23.9	31.0	30.4	31.1	28.4	32.6	31.0
南児相	29.7	27.0	30.3	32.9	28.7	27.5	29.4	30.7	32.4	28.5	29.5	28.7
所沢児相	28.4	30.1	33.0	32.9	30.7	34.8	35.2	36.2	32.9	31.2	30.6	32.7
越谷児相	23.1	24.8	28.2	25.9	26.4	28.0	29.7	25.0	25.9	25.7	27.3	26.2

図27 一時保護所退所後の状況

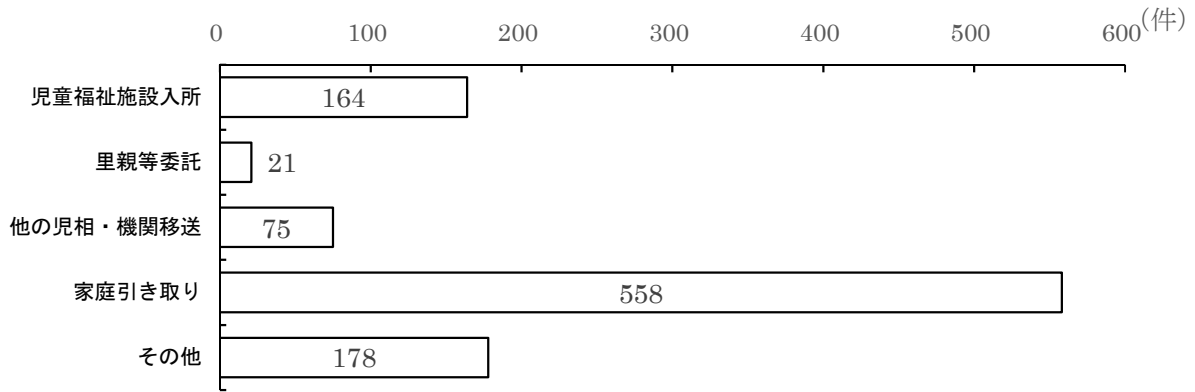


表16 相談内容別一時保護所退所後の状況

	養護相談	心身障害 相談	非行相談	育成相談	保健・ その他	計
児童福祉施設入所	144	1	10	9	0	164
里親等委託	21	0	0	0	0	21
他の児相・機関移送	64	0	9	2	0	75
家庭引き取り	509	2	30	16	1	558
その他	156	1	14	6	1	178
計	894	4	63	33	2	996

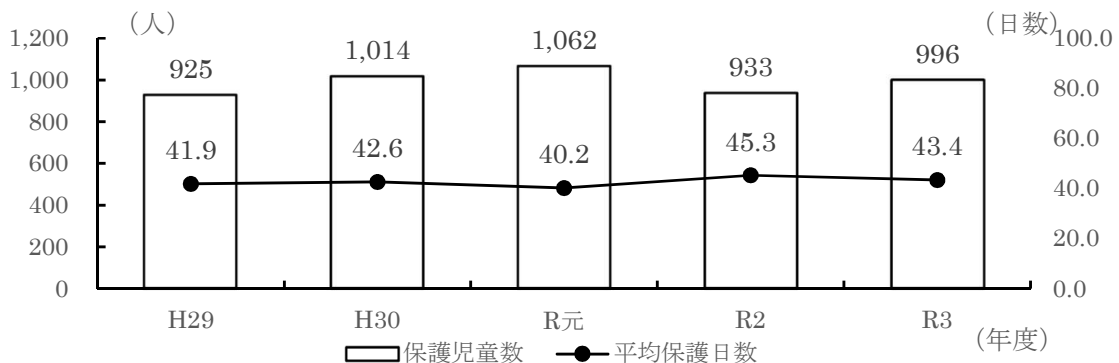
令和3年度中に、一時保護所を退所した児童の数と保護日数等は次表のとおりである。

表17 一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数

	中央	南	所沢	越谷	合計
A 保護児童数（退所児童数）	209	247	275	265	996
B 保護延べ日数	10,215	11,077	11,638	10,269	43,199
C 1日当たり平均児童数(B/365)	28.0	30.3	31.9	28.1	118.4
D 一人当たり平均保護日数(B/A)	48.9	44.8	42.3	38.8	43.4

過去5年間に、児童相談所の一時保護所から退所した児童の数と、退所児童の平均保護日数を図示すると、下図のようになる。

図28 過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移



3 児童福祉施設・里親等の状況

(1) 児童福祉施設

ア 児童福祉施設（障害児施設を除く）の入退所状況（厚労省報告例第50表より）

令和3年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、この数年の児童虐待相談の急増により、施設利用の機会が増え、そのため、年度の半ばで満床となる施設も出てきている。

表18 児童福祉施設入退所状況

施設	入所児童数	退所児童数	R4年3月末日 現在
乳児院	88	95	147
児童養護施設	138	177	1,033
児童心理治療施設	13	5	54
児童自立支援施設	27	24	35
計	266	301	1,269

イ 障害児施設の入所状況

令和3年度の障害児施設の入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、常に満床に近く、新規の入所が難しい状況である。

表19 障害児施設の入所状況

施設	児童数
知的障害児施設	126
肢体不自由児施設	11
重症心身障害児施設	90
その他	4
計	231

注1 数値は、児童福祉施設等在籍状況（速報）の令和4年3月1日現在の数値

2 入所の「その他」は、盲児・ろうあ児施設入所。

ウ 施設退所児童の状況

令和3年度に、乳児院及び児童養護施設を退所した児童は、次表のとおりである。乳児院、児童養護施設からの家庭引取りは、それぞれ36人（37.9%：退所児童数に占める割合）、49人（27.7%：同）であった。

表20 施設退所児童の状況

	家庭引取り	児童福祉施設への変更	満年齢	里親委託	就職	その他	計
乳児院	36	31	1	20		7	95
児童養護施設	49	7	26	5	36	54	177
計	85	38	27	25	36	61	272

図29 乳児院退所理由の内訳

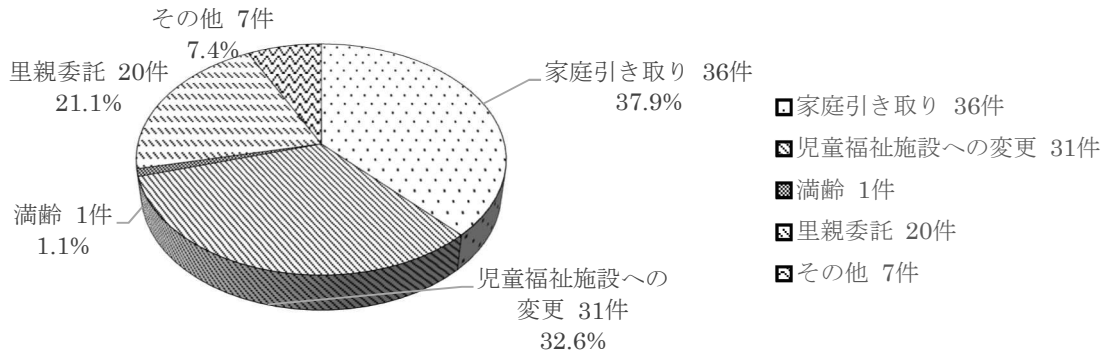
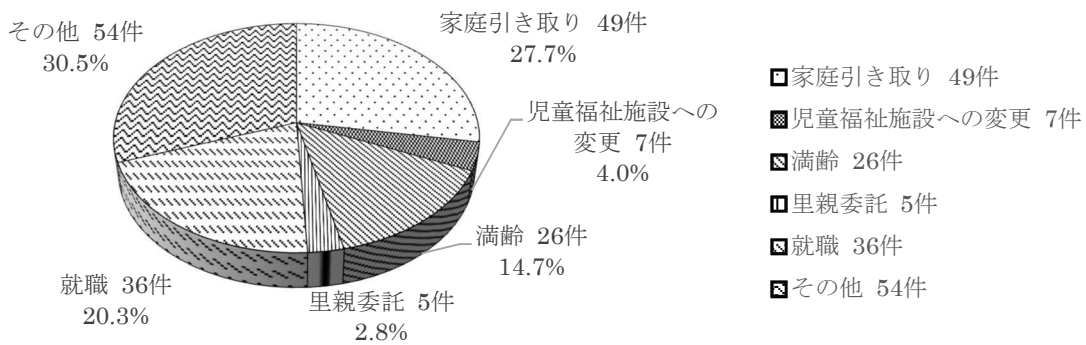


図30 児童養護施設退所理由の内訳



(2) 里親等

ア 里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成21年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられた。平成25年度は、5年ごとの登録更新の年度に当たり、取消者が増加した。

さらに、平成29年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び5年ごとの登録更新（研修の受講）の実施が義務付けられた。

図31 登録里親数の推移（厚労省報告例第56表より）

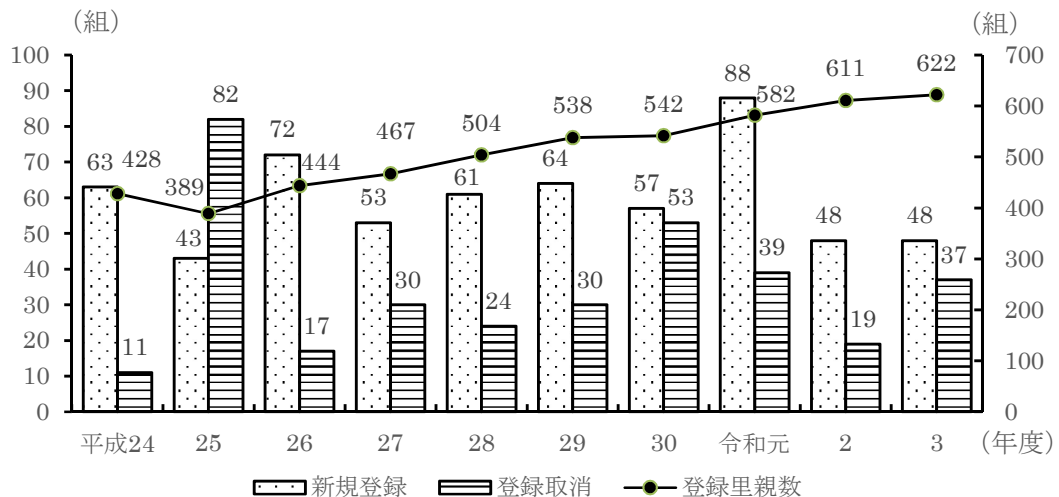


表21 里親の種類別登録数（令和3年度 単位：組）

		前年度末現在	新規（年度中）	取消（年度中）	年度末現在
登録里親数		611	48	37	622
再掲	養育里親数	604	46	34	616
	専門里親数	31	0	1	30
	親族里親数	5	2	2	5
	養子縁組里親数	447	26	28	445

イ 委託の状況

204

令和3年度末の登録里親622組のうち、~~203~~組の里親に231人の児童が委託されている。令和3年度中に新たに委託された児童は62人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が56.5%、家庭からの委託が22.6%である。

図32 委託児童数の推移（各年度末現在）

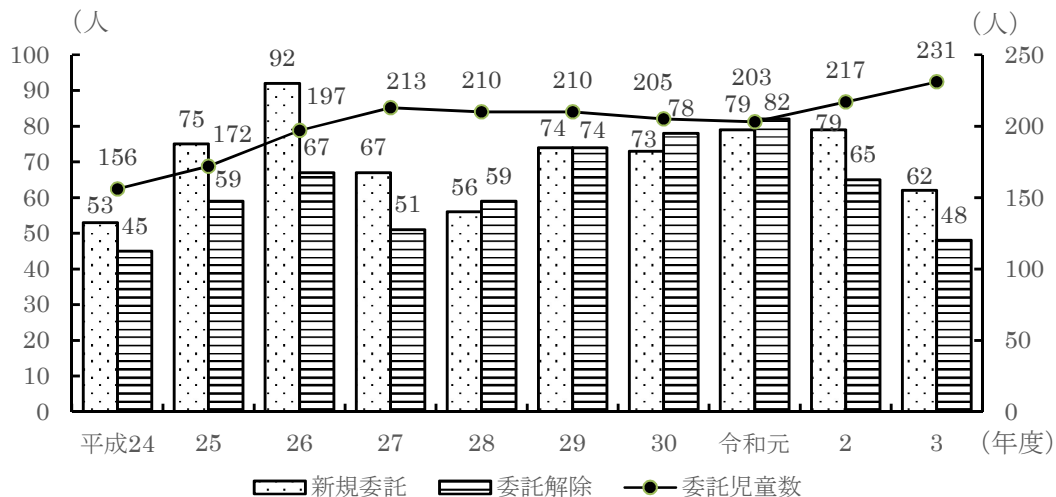
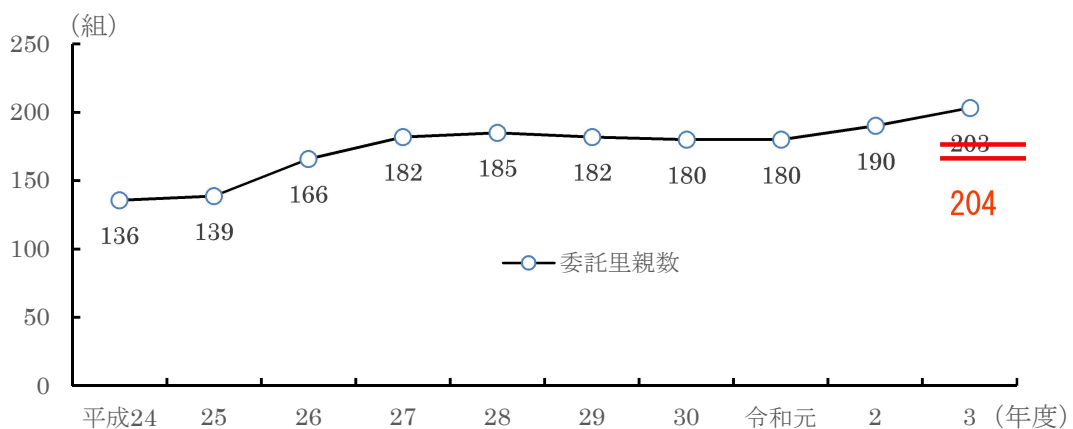


図33 委託里親数の推移（各年度末現在）



ウ ファミリーホーム

ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、令和3年度末現在で21か所、87人の児童が委託されている。

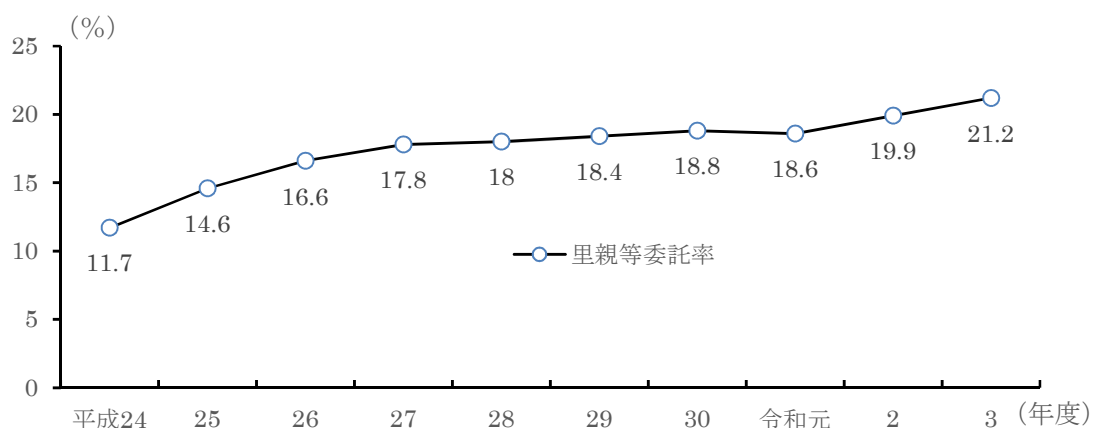
表22 ファミリーホーム数及び委託児童数（各年度末現在）

		28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
ホーム数	法人型	5	5	5	6	6	5
	個人型	10	11	12	13	15	16
	計	15	16	17	19	21	21
委託児童数（人）		64	66	79	84	88	87

注1）法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。

注2）ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。

図34 里親等委託率の推移（各年度末現在）



※里親等委託率＝(里親委託＋ファミリーホーム児童数)÷(乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数)×100

エ 専門里親

平成14年9月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和3年度末で30組が登録しており、委託されている児童は5人である。

オ 委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司・児童心理司が個別に養育上の相談に応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

(ア) 委託直後研修（里親サロン等）

表23 委託直後研修実施状況

児童相談所	事業名	対象里親	回数	延べ参加者数
中央	委託直後研修	委託直後の里親子	4回	43名
	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子	1回	6名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	3回	23名
	小計		8回	72名
南	年少児サロン	委託中及び委託解除後の里親子	5回	49名
	年長児サロン	小学校高学年以上を委託中の里親	6回	19名
	障害児サロン	障害のある子を委託中の里親	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	—
	小計		11回	68名
川越	委託直後研修会	委託後2年未満の里親子	7回	128名
	思春期サロン	小学5年生以上を受託している里親	3回	15名
	小計		10回	143名
所沢	里親委託直後サロン	委託直後の里親子	7回	108名
	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親	4回	18名
	小計		11回	126名
熊谷	委託直後研修(ひよこクラブ)	委託後2年未満の里親子	10回	139名
	小計		10回	139名
越谷	委託直後研修	委託後1年未満の里親子	9回	59名
	里親サロン	委託中及び委託解除後の里親子	2回	6名
	里親短期サロン	委託中及び未委託の里親	1回	8名
	小計		12回	73名
草加	委託直後研修	委託後1年までの里親	10回	125名
	小計		10回	125名

(イ) 地域里親会による活動（里親同士の情報交換、親睦）

表24 地域里親会活動実施状況

支部名	事業内容	回数・参加数
中央 ゆずりは会	日帰り秋レクリエーション（東武動物公園）	99名
南 はなみずき会	日帰りレクリエーション（西武園ゆうえんち）	74名
	クリスマス会	63名
	父の会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	母の会	29名
川越 はつかり会	秋の親子レクリエーション（オンライン開催）	19家族
	新年会（オンライン開催）	19家族
	支部会報誌「会報はつかり会」の発行	年3回
所沢 里親会	ファミリーレクリエーション旅行	中止
	入学・卒業お祝い会	29名
熊谷 やまなみ会	会報「やまなみ」第59号発行	年1回発行
	里母の会	中止
	中高生の集い	中止
	里親里子親子交流事業	中止
	里親サロンほか（サロン、ごっこクラブ）	計12回163名
	地区会（うどん作り体験等）	中止
	入進学・卒業を祝う会	19名
越谷 さくらんぼの会	親睦会（オンラインゲーム等）	2回・17名
	交流会（オンライン工作）	1回・12名
	さくらんぼサロン	年3回
	里親研修会	1回・11名

(ウ) 里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成21年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援を目的として、里親委託等推進員（非常勤）が各児童相談所に配置され、平成30年度からは里親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成31年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

カ 研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修（「基礎研修」及び「登録前修」）を里親登録前に受講することが必要。

(ア) 里親（基礎）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者（里親申請書の提出前に受講する）に対し、令和3年度は対面での講義研修を5回開催した。

また、YouTubeを活用したオンライン講義研修を実施し、12組が受講した。

【研修内容】○講義研修（1日間）

- ・里親養育論、児童福祉論
- ・先輩里親の体験談
- ・施設見学（DVD視聴）など

(イ) 里親（登録前）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象に実施した。

令和3年度は対面での講義研修を3回開催、オンライン講義研修は7組が受講した。

また、講義研修修了者を対象に養育実習を実施した。

【研修内容】○講義研修（2日間(対面研修)）

- ・里親養育論、里親養育援助技術
- ・発達心理学、小児医学
- ・里親会活動、先輩里親の体験談
- ・グループ討議など

○養育実習（2日間）

(ウ) 里親（更新）研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は5年間とされ、登録を更新しようとする里親を対象に、令和3年度は、講義研修を4回開催した。

養育実習は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、YouTube又はDVD視聴による施設見学に替え、8組が受講した。

【研修内容】○講義研修(1日間)

- ・児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

(工) 各児相による研修

児 相	研修内容・講師	開催日	参加者数
中 央	新規登録里親研修会（2回実施） 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員 中央ゆずりは会と地区会について 管内里親 先輩里親を交えての懇談	4月17日 11月13日	11名 11名
	里親研修会 「こどもの発達障害 ～里親としての対応～」 武蔵野大学大学院 非常勤講師 上原 由紀 氏	11月9日	34名
	里親入門講座 上尾市文化センター 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親 児童福祉施設の子ども達 里親支援専門相談員	11月13日	26名
南	里親研修会 講演「子どもの困った行動への対処法～ペアレント・トレーニングのエッセンス」 順天堂大学小児科思春期科 小児科医 及川 奈央 氏	2月	動画配信
	里親入門講座 戸田市役所 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	10月30日	18名
川 越	委託・未委託里親研修会 川越児童相談所大会議室と Zoom ベテラン里親の体験談 管内里親2組4名	10月26日	会場14名 Zoom28名 計42名
所 沢	里親研修会（第1回） ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止した。	—	中止

熊 谷	里親研修会（第1回） ＜場所＞深谷市南公民館 ＜内容＞グループ討議及び情報交換	5月16日	中止
	里親研修会（第2回） ＜場所＞熊谷市江南公民館 ＜内容＞里親支援専門相談員さんの話	3月6日	中止
	里親入門講座（第1回） ＜場所＞熊谷市江南公民館 ＜内容＞里親制度について 児童相談所職員 施設の子どもたちについて 里親支援専門相談員1名 里親養育体験談 管内里親1名	9月26日	中止
	親子勉強会（人権学習）	当初より 中 止	—
越 谷	里親入門講座 越谷児童相談所大会議室 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、委託・未委託里親研修を中止した。	7月17日	19名
草 加	里親基礎研修・文教学院大学 森 和子 教授	7月11日	88名
	里親入門講座 里親制度の概要 里親の体験談	2月19日	中止

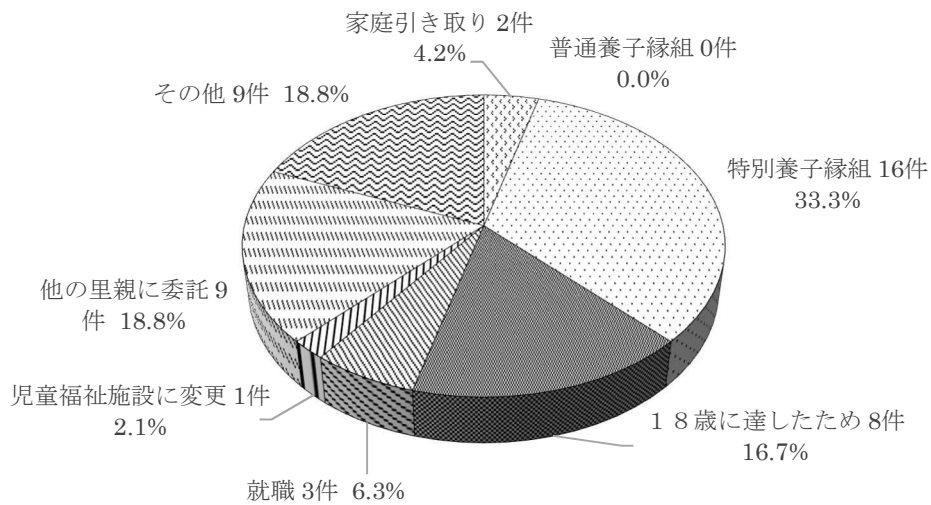
キ 委託解除の状況（厚労省報告例第57表より）

令和3年度の里親委託解除（措置の変更を含む）の件数は48件であった。その内訳は次表のとおりである。

表25 委託解除の状況

家庭引き取り	2件	4.2%
普通養子縁組	0件	0.0%
特別養子縁組	16件	33.3%
18歳に達したため	8件	16.7%
就 職	3件	6.3%
児童福祉施設に変更	1件	2.1%
他の里親に委託	9件	18.8%
その 他	9件	18.8%
合 計	48件	100%

図35 委託解除の理由



第 3 部

資 料

1 相談件数等の推移

(1) 最近10年間の推移

ア 人口、世帯数、相談件数の推移

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県人口 (人) *1)	7,275,830	7,288,772	7,304,817	7,323,360	7,343,733	7,362,941	7,377,199	7,389,961	7,393,780	7,385,819
世帯数 (世帯) *2)	3,049,411	3,084,836	3,124,142	3,167,683	3,212,325	3,259,326	3,305,884	3,353,947	3,397,955	3,431,655
児童人口 (人) *3)	1,164,563	1,157,661	1,149,303	1,142,134	1,134,141	1,124,917	1,112,555	1,098,582	1,083,520	1,067,920
相談件数 (件)	13,976	14,778	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870
児童人口1,000人当たりの相談件数(件)	14.6	15.6	17.0	19.3	24.1	26.4	30.7	34.0	33.6	38.2

注) 1 児童人口は18歳未満の人口。

2 *1)~*3)はさいたま市を含む各年度の1月1日現在の人口 (県統計課「町(丁)別人口調査」)。

3 相談件数及び児童人口1,000人当たりの相談件数は、さいたま市を除く県の7児童相談所における管内児童人口と受理相談件数を基にしている。

イ 相談内容別受付数の推移

相談内容	(単位：件)										
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
養護相談	5,923	6,734	8,004	9,469	12,542	13,946	16,294	18,219	18,718	19,446	
保健相談	39	45	59	42	47	30	36	45	34	27	
障害相談	5,236	5,143	5,330	5,872	6,480	6,156	6,593	6,564	5,112	8,053	
肢体不自由相談	65	31	28	46	25	27	29	15	11	9	
視聴覚障害相談	2	3	0	2	2	1	0	0	0	1	
言語発達障害等相談	53	49	38	37	28	10	9	9	6	4	
重症心身障害相談	77	49	49	88	63	65	99	73	49	87	
知的障害相談	4,992	4,950	5,093	5,555	6,197	5,907	6,339	6,356	4,952	7,826	
発達障害相談	47	61	122	144	165	146	117	111	94	126	
非行相談	949	911	754	666	635	492	496	420	424	478	
<犯行為等相談	440	477	389	384	399	316	339	274	300	353	
触法行為等相談	509	434	365	282	236	176	157	146	124	125	
育成相談	1,221	1,277	1,249	1,344	1,346	1,393	1,357	1,468	1,411	1,587	
性格行動相談	822	827	793	813	792	825	773	707	763	890	
不登校相談	211	217	198	254	275	282	221	280	174	228	
適性相談	13	15	15	3	8	12	8	7	6	4	
育児・しつけ相談	175	218	243	274	271	274	355	474	468	465	
その他の相談	608	668	613	653	1,248	2,227	2,959	3,620	3,742	3,279	
計	13,976	14,778	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870	

ウ 経路別受付件数の推移

(単位：件)

受付経路	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
都道府県・市町村	4,785	5,018	5,143	5,706	6,298	6,356	6,812	7,124	6,341	8,201
福祉事務所	4,042	4,197	4,307	4,724	5,171	5,072	5,424	5,522	4,614	6,527
児童委員	10	9	5	11	9	13	11	26	15	13
市町村等	733	812	831	971	1,118	1,271	1,377	1,576	1,712	1,661
児童福祉施設・里親等	105	119	94	107	126	110	169	163	135	156
児童福祉施設・保育所	96	105	90	103	114	100	160	151	118	142
里親	4	11	1	2	5	3	4	6	7	3
児童家庭支援センター	5	3	3	2	7	7	5	6	10	11
警察等	2,112	2,463	3,535	4,126	7,174	9,453	11,131	12,599	12,939	13,094
家庭裁判所	116	114	104	96	96	107	81	119	101	79
学校・教育委員会等	366	402	493	666	756	662	881	1,109	985	1,045
学校・幼稚園	354	372	465	626	717	630	836	1,056	912	965
教育委員会等	12	30	28	40	39	32	45	53	73	80
保健所・医療機関	226	237	227	311	330	329	339	376	354	375
保健所	20	18	17	18	12	13	12	18	23	11
医療機関	206	219	210	293	318	316	327	358	331	364
家族・親戚	4,833	4,898	4,716	5,046	5,418	5,314	5,783	5,884	5,449	6,421
児童本人	143	138	119	140	149	133	176	177	337	372
児童委員(通告の仲介を含む)	8	18	10	9	11	12	14	10	13	7
近隣・知人	951	1,043	1,226	1,343	1,395	1,284	1,742	2,175	2,209	2,529
その他	331	328	342	496	545	484	607	600	578	591
計	13,976	14,778	16,009	18,046	22,298	24,244	27,735	30,336	29,441	32,870

2 統計（福祉行政報告例）

全児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	全児童相談所											(再掲)														
	都道府県・市町村											計	その他	児童本人	近隣・知人	児童委員を含む (通告)	里親	学校等		保健所等	家庭裁判所	警察等	児童家庭支援センター	児童福祉施設等	児童委員	その他
	福祉事務所	児童委員	その他	保健所	医療機関	学校	教育委員会等	保健所	家庭裁判所	警察等	児童家庭支援センター							児童福祉施設等	児童委員							
男	4,336	7	850	5	187	441	51	2	5	3,955	1,323	173	370	19,009	59	82	1	5,770								
女	2,191	6	811	6	177	524	29	1	2	2,466	1,206	199	221	13,861	45	70	3	4,617								
計	6,527	13	1,661	11	364	965	80	3	7	6,421	2,529	372	591	32,870	104	152	4	10,387								
構成比%	19.9%	0.0%	5.1%	0.0%	1.1%	2.9%	0.2%	0.0%	0.0%	19.5%	7.7%	1.1%	1.8%	100.0%												

(2) 相談内容、年齢別受付状況(全児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談						非行相談						育成相談				その他の相談			
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	計							
0歳	1,391	1,005	7	0	0	1	6	0	0	0	27	1	0	0	26	166	1,593							
1歳	1,201	952	70	1	0	6	61	1	0	0	25	2	0	0	23	185	1,483							
2歳	1,221	969	229	0	0	7	217	4	0	0	40	3	0	1	36	230	1,721							
3歳	1,286	997	509	0	0	6	495	8	0	0	44	5	0	0	39	262	2,101							
4歳	1,182	947	548	0	0	9	537	2	0	0	50	13	0	0	37	211	1,992							
5歳	1,132	918	781	0	0	8	765	8	1	1	48	13	0	0	35	202	2,164							
6歳	1,054	838	459	0	0	7	448	4	2	2	77	35	3	0	39	189	1,781							
7歳	1,033	815	483	0	0	7	468	8	10	5	74	36	6	1	31	171	1,772							
8歳	961	777	605	1	0	3	596	4	5	4	89	57	6	1	25	166	1,826							
9歳	1,055	843	292	0	1	4	280	7	14	8	73	39	20	1	13	144	1,580							
10歳	1,010	802	193	1	0	2	178	12	23	10	95	55	14	0	26	179	1,500							
11歳	1,019	784	393	0	0	3	378	12	39	23	125	71	19	0	35	165	1,742							
12歳	1,019	788	544	1	0	3	527	13	43	26	151	103	29	0	19	175	1,938							
13歳	1,099	795	563	2	0	4	549	8	83	49	192	120	45	0	27	160	2,102							
14歳	1,061	719	457	1	0	5	440	10	80	58	154	104	36	0	14	161	1,915							
15歳	915	623	280	0	0	3	272	5	64	61	132	84	26	0	22	165	1,556							
16歳	827	532	481	1	0	4	466	10	64	61	88	67	13	0	8	120	1,582							
17歳	733	482	825	1	0	4	814	6	44	43	89	70	11	0	8	108	1,800							
18歳以上	247	91	334	0	0	1	329	4	6	4	14	12	0	0	2	120	722							
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							
計	19,446	14,677	8,053	9	1	4	87	7,826	478	353	1,587	890	228	4	465	3,279	32,870							
構成比%	59.2%	44.7%	24.5%	0.0%	0.0%	0.3%	23.8%	1.5%	1.1%	0.4%	4.8%	2.7%	0.7%	0.0%	1.4%	10.0%	100.0%							

(4) 養護相談の理由別処理状況(全児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	5	1	6	94	46	21	173
里親委託	1	1	0	9	11	15	7	44
面接指導	35	25	30	210	12,907	2,790	948	16,945
その他	4	0	2	17	1,358	233	212	1,826
計	40	31	33	242	14,370	3,084	1,188	18,988

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	854	164	1,999	168	567	5	0	168	69	8,935	618	823	14,370

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	5,793	699	6,855	85	938	14,370

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	295	3	2,193	912	324	2,815
3～学齢前児童	619	18	2,438	923	560	3,635
小学生	1,155	48	2,937	1,215	608	4,748
中学生	699	39	1,159	467	235	2,132
高校生・その他	333	20	597	233	90	1,040
計	3,101	128	9,324	3,750	1,817	14,370

(エ) 児童虐待防止法関係

(単位：件)

	安全確認	出頭要求	立入調査	臨検・捜索	援助要請	親権停止審判
件数	14,363	0	7	0	15	0

ウ 親権・後見人関係

(単位：件)

	管理権喪失審判の請求	親権喪失審判取消しの請求	親権停止審判取消しの請求	管理権喪失審判取消しの請求	後見人選任の請求	後見人解任の請求
請求件数	0	0	0	0	4	0
承認件数	0	0	0	0	1	0

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(全児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	28,731	2,123	773	306	4,753	899	663	601	3,032	0	330	881	4,731	91
(再掲)児童虐待	18,591	621	446	187	377	49	384	235	1,746	0	206	563	3,409	52
保 護 者	128,729	61	12	16	0	0	0	0	22,752	0	28	466	19,282	96
(再掲)児童虐待	88,766	32	9	8	0	0	0	0	2,399	0	22	316	13,972	35
そ の 他	265,673	86	14	20	0	0	0	0	12,594	0	25	639	35,447	356
(再掲)児童虐待	170,698	51	10	18	0	0	0	0	6,064	0	19	430	25,725	121
計	423,133	2,270	799	342	4,753	899	663	601	38,378	0	383	1,986	59,460	543
(再掲)児童虐待	278,055	704	465	213	377	49	384	235	10,209	0	247	1,309	43,106	208

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	221	145,572
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	25	23,471

中央児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			(再掲)															
	福祉事務所	児童委員	その他	保健所等	学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談		
男	568	0	101	5	0	21	66	4	1	0	556	152	38	42	2,392	6	16	0	660
女	282	0	86	1	0	22	90	1	1	0	327	132	28	28	1,650	4	12	2	489
計	850	0	187	6	0	43	156	5	2	0	883	284	66	70	4,042	10	28	2	1,149
構成比%	21.0%	0.0%	4.6%	0.1%	0.0%	1.1%	3.9%	0.1%	0.0%	0.0%	21.8%	7.0%	1.6%	1.7%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(中央児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談					非行相談					育成相談				その他の相談				計
	児童虐待	その他の	その他	相談	肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的	発達	非行	く犯	触法	育成	性格	不登校	適性	育児・しつけ	その他	相談			
0歳	141	113	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	21	164				
1歳	139	120	19	0	10	0	0	2	8	0	0	0	0	3	1	0	2	39	191				
2歳	134	108	26	0	44	0	0	0	43	1	0	0	0	3	0	0	3	40	221				
3歳	122	89	33	0	81	0	0	0	80	1	0	0	0	6	0	0	6	41	250				
4歳	130	111	19	0	77	0	0	0	76	1	0	0	0	6	2	0	4	23	236				
5歳	114	90	24	0	122	0	0	1	118	3	0	0	0	6	2	0	4	29	271				
6歳	121	101	20	0	66	0	0	2	62	2	0	0	0	16	5	2	0	23	226				
7歳	126	106	20	1	54	0	0	1	50	3	1	1	0	6	3	0	3	19	207				
8歳	114	96	18	0	81	0	0	0	81	0	0	0	0	8	6	0	1	35	238				
9歳	119	97	22	1	50	0	0	0	48	2	0	0	0	8	3	3	0	22	200				
10歳	137	112	25	0	24	0	0	0	23	1	2	2	0	14	4	4	0	26	203				
11歳	113	78	35	0	53	0	0	1	51	1	6	5	1	16	11	3	0	24	212				
12歳	111	77	34	1	69	0	0	0	68	1	9	3	6	21	18	2	0	23	234				
13歳	127	105	22	2	70	0	0	0	70	0	11	8	3	12	3	4	0	26	248				
14歳	105	77	28	0	59	0	0	0	58	1	7	7	0	24	15	9	0	20	215				
15歳	104	81	23	0	37	0	0	1	36	0	7	5	2	14	7	4	0	23	185				
16歳	91	67	24	0	79	0	0	0	77	2	15	15	0	11	8	2	0	20	216				
17歳	79	50	29	0	90	0	0	0	90	0	4	4	0	13	9	2	0	21	207				
18歳以上	40	17	23	0	58	0	0	0	58	0	0	0	0	2	2	0	0	18	118				
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
計	2,167	1,695	472	5	1,124	0	0	8	1,097	19	62	50	12	191	99	35	1	56	4,042				
構成比%	53.6%	41.9%	11.7%	0.1%	27.8%	0.0%	0.0%	0.2%	27.1%	0.5%	1.5%	1.2%	0.3%	4.7%	2.4%	0.9%	1.4%	12.2%	100.0%				

(3) 相談内容別援助状況(中央児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べ・家庭支援委託	市町村・指定導	福祉・事務所	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定期間発達支援助託	里親委託	法4号27条第1項第4所送る送第1庭裁判致	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	1,866	16	62	55	0	0	6	0	0	0	0	0	7	0	0	66	2,100
児童虐待相談	1,504	9	47	48	0	0	6	0	0	0	0	0	2	0	0	17	1,643
その他の相談	362	7	15	7	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	49	457
保健相談	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
障害相談	1,016	3	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	3	134	1,162
肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
知的障害相談	998	1	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	1	132	1,138
発達障害相談	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18
非行相談	45	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	58
く犯行為等相談	35	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	47
触法行為等相談	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
育成相談	181	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	190
性格行動相談	91	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	97
不登校相談	34	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	36
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	55	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56
その他の相談	189	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	298	493
計	3,301	20	79	59	0	0	6	5	0	0	0	0	7	0	3	502	4,008
構成比%	82.4%	0.5%	2.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	12.5%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(中央児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	2	0	0	10	4	6	22
里親委託	0	0	0	2	2	3	0	7
面接指導	2	3	1	26	1,560	294	58	1,944
その他	0	0	0	1	71	33	22	127
計	2	5	1	29	1,643	334	86	2,100

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	99	26	217	25	44	0	0	23	12	992	116	89	1,643

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	701	63	735	8	136	1,643

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	42	0	225	100	46	313
3～学齢前児童	78	2	238	75	61	379
小学生	125	8	352	119	81	566
中学生	88	7	146	49	21	262
高校生・その他	38	3	71	21	11	123
計	371	20	1,032	364	220	1,643

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(中央児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	3,699	326	220	108	716	140	117	85	595	0	35	81	754	11
(再掲)児童虐待	2,413	73	137	87	69	9	64	33	411	0	22	60	582	9
保 護 者	15,422	5	1	4	0	0	0	0	2,778	0	1	56	2,604	54
(再掲)児童虐待	11,064	3	1	1	0	0	0	0	171	0	1	29	1,956	14
そ の 他	32,349	10	0	0	0	0	0	0	1,910	0	0	58	5,535	26
(再掲)児童虐待	21,163	3	0	0	0	0	0	0	1,098	0	0	45	4,006	0
計	51,470	341	221	112	716	140	117	85	5,283	0	36	195	8,893	91
(再掲)児童虐待	34,640	79	138	88	69	9	64	33	1,680	0	23	134	6,544	23

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	24	19,743
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	3	3,134

南 児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			(再掲)													
	福祉事務所	児童委員	その他	保健所等	学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	507	0	172	1	103	1	0	4	637	204	18	51	2,962	8	15	0	943
女	271	1	168	0	117	2	0	2	373	205	26	27	2,266	5	11	0	726
計	778	1	340	1	220	3	0	6	1,010	409	44	78	5,228	13	26	0	1,669
構成比%	14.9%	0.0%	6.5%	0.0%	4.2%	0.1%	0.0%	0.1%	19.3%	7.8%	0.8%	1.5%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(南児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談					非行相談					育成相談				その他の相談				計				
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	育成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	その他の相談					
0歳	232	147	85	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	17	256
1歳	240	169	71	0	12	0	0	0	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5	16	273
2歳	272	194	78	0	38	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	0	0	9	16	336
3歳	242	169	73	0	49	0	0	0	0	0	48	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8	21	320
4歳	231	165	66	0	84	0	0	0	0	2	82	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	15	342
5歳	216	158	58	0	113	0	0	0	0	1	109	3	0	0	0	0	0	0	0	8	1	0	0	0	7	19	356
6歳	225	154	71	0	56	0	0	0	0	0	56	0	0	0	0	0	0	0	0	18	7	0	0	0	11	16	315
7歳	211	150	61	0	57	0	0	0	0	0	57	0	1	1	0	0	0	0	0	11	6	1	0	0	4	13	293
8歳	178	122	56	0	85	0	0	0	0	1	84	0	0	0	0	0	0	0	0	10	3	2	0	0	5	19	292
9歳	203	140	63	0	32	0	0	0	0	0	32	0	2	2	0	0	0	0	0	9	7	2	0	0	0	13	259
10歳	177	130	47	0	18	0	0	0	0	1	15	2	3	0	3	14	8	4	0	14	8	4	0	2	2	13	225
11歳	183	118	65	1	37	0	0	0	0	0	37	0	5	3	2	17	10	0	0	17	10	0	0	0	7	14	257
12歳	180	122	58	3	51	0	0	0	0	0	51	0	6	5	1	23	17	2	0	23	17	2	0	0	4	15	278
13歳	178	105	73	2	68	1	0	0	0	0	64	3	18	9	9	29	20	7	0	29	20	7	0	0	2	14	309
14歳	195	113	82	0	54	0	0	0	0	0	52	2	17	13	4	16	9	5	0	16	9	5	0	2	2	13	295
15歳	174	98	76	0	28	0	0	0	0	0	28	0	11	10	1	12	9	1	0	12	9	1	0	2	20	245	
16歳	149	77	72	0	53	0	0	0	0	1	50	2	11	11	0	13	8	4	0	13	8	4	0	1	10	236	
17歳	121	73	48	0	85	0	0	0	0	2	83	0	5	5	0	12	10	2	0	12	10	2	0	0	0	10	233
18歳以上	48	20	28	0	39	0	0	0	0	0	39	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	108
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3,655	2,424	1,231	6	961	1	0	0	0	9	937	14	80	60	20	232	116	30	0	232	116	30	0	86	294	5,228	
構成比%	69.9%	46.4%	23.5%	0.1%	18.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	17.9%	0.3%	1.5%	1.1%	0.4%	4.4%	2.2%	0.6%	0.0%	4.4%	2.2%	0.6%	0.0%	1.6%	5.6%	100.0%	

(4) 養護相談の理由別処理状況(南児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	2	0	3	19	5	4	33
里親委託	0	1	0	0	0	0	2	3
面接指導	9	4	6	35	2,175	708	364	3,301
その他	0	0	0	1	80	17	45	143
計	9	7	6	39	2,274	730	415	3,480

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	165	18	325	23	45	2	0	19	15	1,366	143	153	2,274

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	946	90	1,085	9	144	2,274

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	51	0	363	138	49	463
3～学齢前児童	123	3	384	119	97	607
小学生	175	4	477	179	92	748
中学生	99	2	170	58	39	310
高校生・その他	40	2	93	30	11	146
計	488	11	1,487	524	288	2,274

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(南児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	4,843	353	104	42	528	142	66	95	440	0	75	136	587	9
(再掲)児童虐待	3,008	121	53	14	37	16	41	35	194	0	41	74	403	6
保 護 者	17,187	5	1	0	0	0	0	0	2,310	0	1	20	2,094	1
(再掲)児童虐待	10,502	3	1	0	0	0	0	0	105	0	0	13	1,554	1
そ の 他	42,942	11	3	0	0	0	0	0	876	0	5	15	4,554	16
(再掲)児童虐待	26,777	4	0	0	0	0	0	0	214	0	1	8	3,338	10
計	64,972	369	108	42	528	142	66	95	3,626	0	81	171	7,235	26
(再掲)児童虐待	40,287	128	54	14	37	16	41	35	513	0	42	95	5,295	17

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	16	22,988
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	6	4,128

川越児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			(再掲)																		
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	777	2	139	14	1	1,193	16	0	29	33	4	0	0	686	243	17	71	3,225	6	13	0	919
女	403	0	109	16	0	979	4	3	30	41	5	0	0	456	251	30	34	2,361	6	9	0	719
計	1,180	2	248	30	1	2,172	20	3	59	74	9	0	0	1,142	494	47	105	5,586	12	22	0	1,638
構成比%	21.1%	0.0%	4.4%	0.5%	0.0%	38.9%	0.4%	0.1%	1.1%	1.3%	0.2%	0.0%	0.0%	20.4%	8.8%	0.8%	1.9%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(川越児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談						非行相談					育成相談				その他の相談				計
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	その他の相談	その他の相談	その他の相談					
0歳	248	188	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	24	276				
1歳	209	177	32	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	31	248				
2歳	224	186	38	0	45	0	0	41	0	0	0	0	0	3	1	0	1	30	302					
3歳	206	180	26	0	77	0	0	73	3	0	0	0	0	6	1	0	0	51	340					
4歳	207	176	31	0	89	0	0	88	0	0	0	0	0	9	3	0	0	56	361					
5歳	202	183	19	0	113	0	0	110	1	0	0	0	0	5	0	0	0	37	357					
6歳	164	140	24	0	68	0	0	64	1	0	0	0	0	15	5	0	0	41	288					
7歳	185	159	26	0	84	0	0	80	1	0	0	0	0	16	3	2	0	36	322					
8歳	185	167	18	0	113	0	0	111	1	0	0	0	0	20	15	1	0	34	352					
9歳	178	153	25	0	43	0	0	41	0	0	0	0	0	15	7	1	0	27	264					
10歳	189	163	26	0	37	0	0	35	1	0	0	0	0	12	8	0	0	27	265					
11歳	173	147	26	0	71	0	0	67	2	8	7	1	18	18	9	1	0	25	295					
12歳	172	152	20	0	82	0	0	81	0	3	2	1	27	27	15	7	0	28	312					
13歳	189	146	43	0	64	0	0	63	1	9	4	5	43	43	33	6	0	35	340					
14歳	182	150	32	0	60	0	0	59	1	6	5	1	36	36	27	3	0	24	308					
15歳	155	121	34	0	46	0	0	44	1	6	6	0	32	32	21	4	0	17	256					
16歳	134	99	35	1	86	0	0	84	2	4	3	1	23	23	19	3	0	20	268					
17歳	107	79	28	0	159	1	0	156	1	8	7	1	18	18	15	1	0	19	311					
18歳以上	34	10	24	0	59	0	0	58	0	1	0	1	5	5	5	0	0	22	121					
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
計	3,343	2,776	567	1	1,301	1	1	1,260	16	47	34	13	310	310	187	29	1	93	584	5,586				
構成比%	59.8%	49.7%	10.2%	0.0%	23.3%	0.0%	0.0%	22.6%	0.3%	0.8%	0.6%	0.2%	5.5%	5.5%	3.3%	0.5%	0.0%	1.7%	10.5%	100.0%				

(3) 相談内容別援助状況(川越児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べ・家庭支援委託	市町村・指定導	福祉・事務所	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定期間発達支援助託	里親委託	法4号27条第1項第4所送る送第1庭裁判致	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	2,442	17	54	73	0	1	535	2	0	0	0	0	5	0	1	154	3,315
児童虐待相談	2,010	12	43	70	0	0	534	0	0	0	0	0	1	0	0	87	2,773
その他の相談	432	5	11	3	0	1	1	2	0	0	0	0	4	0	1	67	542
保健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害相談	1,082	2	2	0	0	0	0	41	0	0	0	0	0	0	2	181	1,310
肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
視聴覚障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
知的障害相談	1,063	0	2	0	0	0	0	38	0	0	0	0	0	0	0	181	1,284
発達障害相談	14	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	16
非行相談	35	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	44
く犯行為等相談	29	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	34
触法行為等相談	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10
育成相談	271	8	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	17	304
性格行動相談	161	3	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	10	181
不登校相談	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
適性相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	80	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	93
その他の相談	159	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	423	584
計	3,990	29	64	76	0	1	535	43	0	0	0	0	5	0	4	779	5,558
構成比%	71.8%	0.5%	1.2%	1.4%	0.0%	0.0%	9.6%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	14.0%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(川越児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	1	0	16	11	3	31
里親委託	0	0	0	3	1	1	0	5
面接指導	5	2	6	33	2,065	309	93	2,513
その他	1	0	0	3	691	41	30	766
計	6	2	7	39	2,773	362	126	3,315

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	209	47	433	30	219	1	0	33	12	1,542	64	183	2,773

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	1,171	135	1,324	19	124	2,773

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	62	0	401	149	75	538
3～学齢前児童	109	7	436	138	120	672
小学生	245	11	537	191	150	943
中学生	124	13	227	91	63	427
高校生・その他	64	8	98	32	23	193
計	604	39	1,699	601	431	2,773

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(川越児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	5,141	349	169	40	813	140	71	81	302	0	102	125	980	4
(再掲)児童虐待	3,872	127	101	27	76	11	63	36	194	0	71	105	754	0
保護者	24,154	4	1	1	0	0	0	0	4,144	0	1	49	4,327	0
(再掲)児童虐待	18,673	2	0	1	0	0	0	0	291	0	0	39	3,404	0
その他	48,273	11	0	2	0	0	0	0	1,453	0	1	95	7,459	26
(再掲)児童虐待	34,778	6	0	2	0	0	0	0	752	0	1	74	5,986	1
計	77,568	364	170	43	813	140	71	81	5,899	0	104	269	12,766	30
(再掲)児童虐待	57,323	135	101	30	76	11	63	36	1,237	0	72	218	10,144	1

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	40	19,581
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	3	2,920

所沢児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村										(再掲)											
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	825	0	106	12	1	1,194	8	1	31	82	1	0	1	664	267	41	64	3,298	16	8	0	1,120
女	423	0	108	7	0	1,026	3	0	37	92	0	0	0	413	210	41	38	2,398	13	13	0	946
計	1,248	0	214	19	1	2,220	11	1	68	174	1	0	1	1,077	477	82	102	5,696	29	21	0	2,066
構成比%	21.9%	0.0%	3.8%	0.3%	0.0%	39.0%	0.2%	0.0%	1.2%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	18.9%	8.4%	1.4%	1.8%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(所況児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談						非行相談					育成相談				その他の相談				計
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談		視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	その他の相談	その他の相談	その他の相談				
0歳	258	170	88	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	5	1	0	0	4	16	281			
1歳	224	174	50	0	23	0	0	3	20	0	0	0	0	4	1	0	0	0	3	22	273			
2歳	189	148	41	0	46	0	0	0	46	0	0	0	0	8	1	0	0	7	31	274				
3歳	257	194	63	0	105	0	0	2	101	2	0	0	0	3	0	0	0	3	30	395				
4歳	195	154	41	0	111	0	0	1	109	1	0	0	0	7	1	0	0	6	24	337				
5歳	225	178	47	0	134	0	0	1	133	0	0	0	0	7	2	0	0	5	34	400				
6歳	202	160	42	0	91	0	0	1	89	1	0	0	0	6	3	0	0	3	19	319				
7歳	148	114	34	0	99	0	0	1	97	1	0	0	0	15	8	0	0	6	24	287				
8歳	158	126	32	0	128	0	0	0	127	1	3	0	3	24	15	3	0	6	17	330				
9歳	200	160	40	0	50	0	0	2	48	0	2	0	2	7	5	2	0	0	18	277				
10歳	168	131	37	0	36	1	0	0	35	0	4	0	2	15	10	2	0	3	26	249				
11歳	184	145	39	0	72	0	0	0	71	1	4	2	4	20	14	4	0	2	25	305				
12歳	186	136	50	1	100	1	0	1	98	0	8	7	3	19	15	3	0	1	20	334				
13歳	206	152	54	0	115	0	0	0	115	0	16	10	11	37	22	11	0	4	22	396				
14歳	154	108	46	0	91	0	0	0	90	0	16	9	5	29	23	5	0	1	18	308				
15歳	166	107	59	0	41	0	0	0	41	0	17	17	1	20	17	1	0	2	25	269				
16歳	139	97	42	0	94	0	0	0	94	0	14	13	1	11	9	1	0	1	21	279				
17歳	115	66	49	0	145	0	0	0	145	0	5	5	2	21	16	2	0	3	13	299				
18歳以上	30	16	14	0	42	0	0	0	42	0	1	0	0	2	1	0	0	1	9	84				
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	3,404	2,536	868	1	1,525	2	0	1	1,503	7	92	73	19	260	164	34	1	61	414	5,696				
構成比%	59.8%	44.5%	15.2%	0.0%	26.8%	0.0%	0.0%	0.2%	26.4%	0.1%	1.6%	1.3%	0.3%	4.6%	2.9%	0.6%	0.0%	1.1%	7.3%	100.0%				

(4) 養護相談の理由別処理状況(所沢児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	20	10	1	32
里親委託	1	0	0	2	1	7	2	13
面接指導	6	3	1	35	2,428	499	174	3,146
その他	1	0	0	2	92	33	63	191
計	8	3	1	40	2,541	549	240	3,382

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	118	16	334	31	126	0	0	29	10	1,658	107	112	2,541

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	1,022	104	1,255	13	147	2,541

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	40	2	403	195	56	501
3～学齢前児童	102	4	489	218	97	692
小学生	206	7	512	263	85	810
中学生	133	4	195	89	33	365
高校生・その他	68	3	94	42	8	173
計	549	20	1,693	807	279	2,541

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(所沢児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	4,770	454	165	51	950	188	131	83	344	0	41	70	576	13
(再掲)児童虐待	2,730	172	108	23	58	3	60	24	210	0	15	29	326	4
保 護 者	22,679	12	2	3	0	0	0	0	4,022	0	2	75	2,531	18
(再掲)児童虐待	14,801	1	0	1	0	0	0	0	424	0	0	47	1,569	4
そ の 他	51,232	15	3	7	0	0	0	0	2,055	0	2	69	4,896	119
(再掲)児童虐待	31,436	12	3	6	0	0	0	0	907	0	0	36	3,135	39
計	78,681	481	170	61	950	188	131	83	6,421	0	45	214	8,003	150
(再掲)児童虐待	48,967	185	111	30	58	3	60	24	1,541	0	15	112	5,030	47

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	57	28,895
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	5	5,061

熊谷児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村										(再掲)											
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	573	4	93	11	1	821	8	0	20	36	1	0	0	542	141	31	54	2,336	5	11	0	711
女	308	5	108	6	0	733	4	2	14	33	1	0	0	341	141	32	35	1,763	5	11	0	544
計	881	9	201	17	1	1,554	12	2	34	69	2	0	0	883	282	63	89	4,099	10	22	0	1,255
構成比%	21.5%	0.2%	4.9%	0.4%	0.0%	37.9%	0.3%	0.0%	0.8%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	21.5%	6.9%	1.5%	2.2%	100.0%				

(2) 相談内容、年齢別受付状況(熊谷児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談					非行相談					育成相談				その他の相談				計
	児童虐待相談	その他の相談	その他相談	保健相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	育成相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	その他の相談			
0歳	158	108	50	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	31	195				
1歳	116	96	20	1	4	0	1	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	23	147				
2歳	124	104	20	0	17	0	1	1	13	2	0	0	6	0	0	0	6	39	186				
3歳	163	132	31	0	62	0	0	0	62	0	0	0	6	1	0	0	5	33	264				
4歳	129	111	18	0	50	0	0	1	49	0	0	0	5	2	0	0	3	25	209				
5歳	129	108	21	0	86	0	0	0	86	0	0	0	9	2	0	0	7	23	247				
6歳	117	94	23	0	51	0	0	0	51	0	0	0	4	1	0	0	3	30	202				
7歳	115	91	24	0	62	0	0	2	59	1	1	0	4	1	2	0	1	21	203				
8歳	96	79	17	0	66	1	0	1	62	2	2	1	5	2	0	0	3	16	185				
9歳	119	92	27	1	32	0	0	1	29	2	4	1	12	5	6	0	1	18	186				
10歳	104	81	23	0	32	0	0	0	25	7	2	1	18	8	1	0	9	29	185				
11歳	129	101	28	0	53	0	0	0	48	5	4	1	18	1	7	0	10	24	228				
12歳	112	91	21	0	91	0	0	0	81	10	6	1	28	18	3	0	7	30	267				
13歳	126	86	40	1	96	1	0	1	91	3	3	0	32	17	9	0	6	21	279				
14歳	152	98	54	1	70	0	0	3	65	2	6	5	23	14	7	0	2	38	290				
15歳	100	65	35	0	56	0	0	1	54	1	5	5	15	6	4	0	5	32	208				
16歳	101	68	33	0	77	0	0	3	71	3	3	3	6	4	1	0	1	14	201				
17歳	115	80	35	1	145	0	0	1	143	1	3	3	12	10	2	0	0	15	291				
18歳以上	36	10	26	1	60	0	0	0	56	4	1	1	3	3	0	0	0	25	126				
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
計	2,241	1,695	546	7	1,110	2	0	3	1,048	43	40	22	214	95	42	0	77	487	4,099				
構成比%	54.7%	41.4%	13.3%	0.2%	27.1%	0.0%	0.0%	0.1%	25.6%	1.0%	1.0%	0.5%	5.2%	2.3%	1.0%	0.0%	1.9%	11.9%	100.0%				

(3) 相談内容別援助状況(熊谷児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べの家1家庭支援委託	市町村・福祉指導	福祉・事務所	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定期間発達支援委託	里親委託	法4号27条第1項第4所送る送第1庭裁判致	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	1,802	6	17	37	0	0	229	0	0	18	0	0	12	0	0	60	2,181
児童虐待相談	1,372	4	4	30	0	0	221	0	0	10	0	0	5	0	0	6	1,652
その他の相談	430	2	13	7	0	0	8	0	0	8	0	0	7	0	0	54	529
保健相談	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
障害相談	884	5	2	0	0	0	1	46	0	0	0	0	0	0	5	142	1,085
肢体不自由相談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
重症心身障害相談	2	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	11
知的障害相談	844	0	1	0	0	0	1	44	0	0	0	0	0	0	0	138	1,028
発達障害相談	35	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	41
非行相談	42	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
く犯行為等相談	23	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
触法行為等相談	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
育成相談	180	0	6	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	26	214
性格行動相談	80	0	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	10	95
不登校相談	38	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	42
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	62	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	77
その他の相談	149	0	46	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	291	487
計	3,064	11	72	38	0	0	233	46	0	18	0	0	12	0	5	519	4,018
構成比%	76.3%	0.3%	1.8%	0.9%	0.0%	0.0%	5.8%	1.1%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.1%	12.9%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(熊谷児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	10	2	5	18
里親委託	0	0	0	2	5	3	2	12
面接指導	6	8	8	16	1,380	312	95	1,825
その他	1	0	1	2	257	45	20	326
計	7	8	9	21	1,652	362	122	2,181

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	115	22	223	26	55	0	0	22	7	1,074	30	78	1,652

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	655	80	784	10	123	1,652

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	36	1	220	124	42	299
3～学齢前児童	62	1	305	164	62	430
小学生	116	4	339	192	66	525
中学生	79	3	144	72	26	252
高校生・その他	51	1	87	47	7	146
計	344	10	1,095	599	203	1,652

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(熊谷児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	3,045	169	29	6	588	97	88	64	558		16	120	389	12
(再掲)児童虐待	1,993	31	9	5	51	3	63	31	330		16	101	306	11
保護者	11,985	8	6	1	0	0	0	0	3,808		8	104	1,213	3
(再掲)児童虐待	8,067	7	6	0	0	0	0	0	801		8	80	841	3
その他	27,958	11	7	8	0	0	0	0	3,315		12	199	2,766	72
(再掲)児童虐待	17,824	11	7	8	0	0	0	0	1,836		12	144	1,968	55
計	42,988	188	42	15	588	97	88	64	7,681	0	36	423	4,368	87
(再掲)児童虐待	27,884	49	22	13	51	3	63	31	2,967	0	36	325	3,115	69

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況(単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	32	18,582
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	4	4,501

(2) 相談内容、年齢別受付状況(越谷児相)

(単位：件)

	養護相談		保健相談		障害相談						非行相談						育成相談				その他の相談				計
	児童虐待相談	その他の相談	肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	非行相談	く犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談	その他の相談	その他の相談	その他の相談	その他の相談						
0歳	204	166	38	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	27	238					
1歳	134	108	26	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	24	172					
2歳	167	142	25	0	32	0	1	31	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	37	242					
3歳	184	151	33	0	71	0	3	67	1	0	0	0	0	9	3	0	0	6	46	310					
4歳	152	121	31	1	89	0	3	86	0	0	0	0	5	2	0	0	3	39	286						
5歳	131	108	23	0	136	0	2	133	1	1	0	0	3	1	0	0	2	27	298						
6歳	140	119	21	0	76	0	1	75	0	0	0	0	12	9	1	0	2	24	252						
7歳	139	118	21	0	69	0	0	67	2	1	0	0	9	7	1	0	1	26	244						
8歳	126	111	15	0	84	0	1	83	0	0	0	0	7	5	0	0	2	19	236						
9歳	133	117	16	0	53	0	0	51	2	4	3	1	10	6	2	1	1	22	222						
10歳	127	103	24	0	32	0	0	31	1	4	1	3	10	9	1	0	0	23	196						
11歳	130	109	21	0	64	0	0	62	2	6	4	2	16	11	3	0	2	20	236						
12歳	148	124	24	1	93	0	0	91	2	4	4	0	16	10	6	0	0	30	292						
13歳	162	127	35	0	80	0	0	78	0	11	8	3	18	11	4	0	3	21	292						
14歳	152	103	49	1	79	1	0	73	3	11	6	5	8	4	2	0	2	23	274						
15歳	106	71	35	0	52	0	0	49	3	9	9	0	17	7	7	0	3	25	209						
16歳	119	79	40	1	57	0	0	57	0	11	10	1	9	5	2	0	2	17	214						
17歳	111	78	33	0	108	0	0	107	1	11	11	0	5	3	1	0	1	15	250						
18歳以上	27	7	20	0	42	0	0	42	0	2	2	0	0	0	0	0	0	17	88						
不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
計	2,592	2,062	530	4	1,231	1	0	1,197	18	75	60	15	167	93	30	1	43	482	4,551						
構成比%	57.0%	45.3%	11.6%	0.1%	27.0%	0.0%	0.0%	26.3%	0.4%	1.6%	1.3%	0.3%	3.7%	2.0%	0.7%	0.0%	0.9%	10.6%	100.0%						

(4) 養護相談の理由別処理状況(越谷児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	1	0	0	9	7	1	18
里親委託	0	0	0	0	0	0	1	1
面接指導	5	0	5	21	1,822	296	99	2,248
その他	0	0	1	6	117	27	14	165
計	5	1	6	27	1,948	330	115	2,432

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	92	25	317	17	45	2	0	32	2	1,211	94	111	1,948

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	723	145	844	13	223	1,948

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等によるもの		
0～3歳未満	36	0	322	89	28	386
3～学齢前児童	74	0	331	94	71	476
小学生	150	6	404	113	85	645
中学生	83	6	168	56	33	290
高校生・その他	42	2	88	32	19	151
計	385	14	1,313	384	236	1,948

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(越谷児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	4,549	270	37	28	678	110	112	171	425		45	212	1,085	39
(再掲)児童虐待	2,977	59	22	16	62	3	54	67	239		32	125	797	20
保 護 者	22,758	19	1	7	0	0	0	0	3,409		12	79	4,784	14
(再掲)児童虐待	16,435	12	1	5	0	0	0	0	331		11	59	3,674	9
そ の 他	36,844	13	1	1	0	0	0	0	1,564		4	91	7,992	57
(再掲)児童虐待	23,748	9	0	1	0	0	0	0	677		4	59	5,883	14
計	64,151	302	39	36	678	110	112	171	5,398	0	61	382	13,861	110
(再掲)児童虐待	43,160	80	23	22	62	3	54	67	1,247	0	47	243	10,354	43

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	17	18,855
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	2	1,697

草加児童相談所

(1) 経路別受付状況 (単位：件)

	都道府県・市町村			(再掲)																		
	福祉事務所	児童委員	その他	児童福祉施設等	児童家庭支援!	警察等	家庭裁判所	保健所等		学校等		里親	児童委員(含む通告)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談
男	453	1	118	11	1	935	4	3	16	53	3	0	0	338	112	15	44	2,107	6	9	1	595
女	225	0	112	8	0	725	1	1	14	68	1	0	0	247	98	26	35	1,561	7	11	1	552
計	678	1	230	19	1	1,660	5	4	30	121	4	0	0	585	210	41	79	3,668	13	20	2	1,147
構成比%	18.5%	0.0%	6.3%	0.5%	0.0%	45.3%	0.1%	0.1%	0.8%	3.3%	0.1%	0.0%	0.0%	15.9%	5.7%	1.1%	2.2%	100.0%				

(3) 相談内容別援助状況(草加児相)

(単位：件)

相談内容	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童・夕べ・家庭支援委託	市町村・指定導	福祉・事務所	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定期間発達支援助託	里親委託	法4号27条第1項裁判致	障害児施設等への約	その他	計
	助言指導	継続指導	他あつせ機関							入所	通所						
養護相談	1,877	28	63	18	0	0	4	0	0	0	19	0	3	0	0	86	2,098
児童虐待相談	1,409	16	52	15	0	0	4	0	0	10	0	0	2	0	0	31	1,539
その他の相談	468	12	11	3	0	0	0	0	0	9	0	0	1	0	0	55	559
保健相談	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
障害相談	684	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	114	806
肢体不自由相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障害相談	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	7
知的障害相談	675	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	113	789
発達障害相談	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
非行相談	63	2	4	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4	78
く犯行為等相談	39	1	4	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	50
触法行為等相談	24	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	28
育成相談	196	7	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	211
性格行動相談	119	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	130
不登校相談	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
適性相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育児・しつけ相談	46	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	50
その他の相談	130	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	388	525
計	2,952	40	78	22	0	0	4	2	0	20	0	0	3	1	3	596	3,721
構成比%	79.3%	1.1%	2.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	16.0%	100.0%

(4) 養護相談の理由別処理状況(草加児相)

ア 養護相談の理由

(単位：件)

	家出 (失踪を含む)	死亡	離婚	疾病 (入院を含む)	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設に入所	0	0	0	1	10	7	1	19
里親委託	0	0	0	0	2	1	0	3
面接指導	2	5	3	44	1,477	372	65	1,968
その他	1	0	0	2	50	37	18	108
計	3	5	3	47	1,539	417	84	2,098

イ 「虐待」の再掲

(ア) 虐待相談の経路

(単位：件)

	家族	親戚	近隣 知人	児童本人	福祉 事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
相談件数	56	10	150	16	33	0	0	10	11	1,092	64	97	1,539

(イ) 虐待相談の主な虐待者

(単位：件)

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	575	82	828	13	41	1,539

(ウ) 被虐待者の年齢・相談種別

(単位：件)

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	(再掲)	ネグレクト	計
				暴力の目撃等 によるもの		
0～3歳未満	28	0	259	117	28	315
3～学齢前児童	71	1	255	115	52	379
小学生	138	8	316	158	49	511
中学生	93	4	109	52	20	226
高校生・その他	30	1	66	29	11	108
計	360	14	1,005	471	160	1,539

(5) 検査・診断及び心理治療・カウンセリングの状況(草加児相)

(単位：件)

	調査・社会診断指導	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児 童	2,684	202	49	31	480	82	78	22	368	0	16	137	360	3
(再掲)児童虐待	1,598	38	16	15	24	4	39	9	168	0	9	69	241	2
保 護 者	14,544	8	0	0	0	0	0	0	2,281	0	3	83	1,729	6
(再掲)児童虐待	9,224	4	0	0	0	0	0	0	276	0	2	49	974	4
そ の 他	26,075	15	0	2	0	0	0	0	1,421	0	1	112	2,245	40
(再掲)児童虐待	14,972	6	0	1	0	0	0	0	580	0	1	64	1,409	2
計	43,303	225	49	33	480	82	78	22	4,070	0	20	332	4,334	49
(再掲)児童虐待	25,794	48	16	16	24	4	39	9	1,024	0	12	182	2,624	8

(6) 措置停止・措置中等の調査及び児童状況 (単位：件)

	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	35	16,928
指定発達支援医療機関 障害者支援施設	0	0
里親	2	2,030

3 診 断

(1) 医学的診察件数

(単位：件)

	中 央	南	川 越	所 沢	熊 谷	越 谷	草 加
精 神 科	175	182	175	215	185	55	75
小 児 科	150	115	29	170	30	112	78
計	325	297	204	385	215	167	153

(2) 各種証明書発行件数

(単位：件)

	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
特別児童扶養手当認定診断書	247	199	216	345	211	235	153	1,606
重 度 認 定 書	2	5	10	4	2	7	5	35
各 種 証 明 書	183	167	125	191	131	203	144	1,144
計	432	371	351	540	344	445	302	2,785

(3) 療育手帳判定実施状況

(単位：件)

児相	最重度		重 度		中 度		軽 度		非該当		合計	(再掲) 取下げ	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女
中央	76	27	73	48	105	44	218	87	50	12	740	4	3
南	51	14	75	29	87	38	136	66	53	20	569	15	8
川越	83	40	103	47	107	57	227	101	44	9	818	18	5
所沢	88	52	143	62	140	60	257	102	37	10	951	26	8
熊谷	63	28	60	33	79	45	195	80	30	10	623	9	5
越谷	70	25	76	42	117	32	201	86	56	11	716	40	11
草加	39	21	64	23	68	28	158	70	14	4	489	29	3
合計	470	207	594	284	703	304	1,392	592	284	76	4,906	141	43
男女計	677		878		1,007		1,984		360		4,906	184	

4 里親委託

(1) 里親数

(単位：人)

		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
登録里親数	前年度末現在	90	86	95	147	87	62	44	611
	新規登録	4	10	8	9	13	2	2	48
	登録辞退	2	4	6	9	6	8	2	37
	転居等による管轄変更								0
	年度末現在	92	92	97	147	94	56	44	622
受託里親数	前年度末現在	28	32	31	50	21	18	10	190
	新規委託	4	6	10	10	10	1	1	42
	委託終了	3	5	4	8	4	4	1	29
	転居等による管轄変更								0
	年度末現在	29	33	37	52	27	15	10	203

(2) 委託児童数 (()内はファミリーホームの児童数を別掲)

(単位：人)

		中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
前年度末委託児童数		31 (13)	37 (14)	37 (12)	56 (6)	22 (23)	18 (13)	16 (7)	217 (88)
新規委託児童数		6 (5)	7 (1)	12 (4)	20 (2)	12 (8)	1 (3)	4 (2)	62 (25)
	児童福祉施設から受託	3 (1)	4	7 (1)	11	6 (5)	(1)	4 (2)	35 (10)
	家庭から受託	2 (4)	2	3 (3)	4	3 (2)	(1)		14 (10)
	その他	1	1 (1)	2	5 (2)	3 (1)	1 (1)		13 (5)
委託終了児童数		5 (6)	6 (6)	7 (.0)	15 (1)	6 (4)	3 (6)	6 (3)	48 (26)
	解除	3 (6)	5 (3)	6 (.0)	11 (1)	6 (3)	3 (.0)	3 (1)	37 (14)
	家庭引き取り		(3)	(1)		2			2 (4)
	普通養子縁組								0 (0)
	特別養子縁組	1	3		5	2	2	3	16 (0)
	18歳に達したため		(1)	1	4	2	1	(1)	8 (2)
	逃亡								0 (0)
	死亡								0 (0)
	就職	1	1 (1)			1 (1)			3 (2)
	その他	1 (2)	(1)	2	4 (1)	1 (2)			8 (6)
	変更	2 (.0)	1 (3)	1 (.0)	4 (.0)	0 (1)	0 (6)	3 (2)	11 (12)
	児童福祉施設に入所	1	(2)			(1)	(4)	(1)	1 (8)
	他の里親に委託	1	(1)	1	4		(1)	3 (1)	9 (3)
	その他		1				(1)		1 (1)
年度末委託児童数		32 (12)	38 (9)	42 (16)	61 (7)	28 (27)	16 (10)	14 (6)	231 (87)

(3) 年齢階級別委託児童数 (()内はファミリーホームの児童数を別掲) (単位：人)

年齢	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	計
3歳未満	2	3	5	12	6	2 (1)	3	33 (1)
3～6歳	8 (2)	8	12 (5)	17 (2)	6 (3)	5 (2)	6 (1)	62 (15)
7歳以上	22 (10)	27 (9)	25 (11)	32 (5)	16 (24)	9 (7)	5 (5)	136 (71)
計	32 (12)	38 (9)	42 (16)	61 (7)	28 (27)	16 (10)	14 (6)	231 (87)

5 児童虐待防止対策事業

(1) 児童相談所における市町村職員実務研修等実績

ア 市町村担当者に対する研修

児相	研 修 の 名 称	実施延べ回数	参加人数	参 考			
				令和2年度		令和元年度	
				実施延べ回数	参加人数	実施延べ回数	参加人数
中央	管内市町児童福祉担当新任職員研修会（書面により実施）（1回） 管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長等会議（書面により実施）（1回） 児童相談所における教員研修（計3回）	5	2	4	2	11	50
南	所内新任者向け研修（1回） 管内児童福祉主管課長連絡会（1回） 児童相談所における教員研修会（計5回） 管内3市実務者職員研修（計3回）	10	42	9	28	6	32
川越	市町村新任児童相談担当職員等研修会（計2回） 管内市町村児童虐待対応担当課長会議（1回） 市町村新任児童相談担当職員等研修会（三会議傍聴研修）（計6回） 療育手帳業務連絡会議（計2回）	11	100	9	89	10	88
所沢	要対協実務者基礎研修会（1回）	1	25	1	—	5	30
熊谷	管内市町児童福祉主管課長会議（1回） 三会議（受理・診断・処遇会議）体験研修（計5回） 管内市町児童福祉担当者会議兼研修会（計2回） リスクアセスメント研修（計2回）	10	52	9	40	9	82
越谷	管内市町児童福祉担当主管課長会議（1回） 管内市町職員研修（1回）	2	19	10	—	7	41
草加	管内四市児童福祉担当主管課長との連絡会議（1回） 管内市三会議傍聴研修（計2回）	3	16	2	4	7	55
計		42	256	44	163	55	378

イ 三会議による研修（前記アから一部再掲あり）

児相	研 修 の 内 容	参加人数	参 考		
			R 2	R元	H 3 0
中央	三会議(受理・診断・処遇)見学 9/28~10/26 計3回 (児童相談所における教員研修について 前記アの再掲)	2		2	3
南	三会議(受理・診断・処遇)の傍聴 8/19~11/25 計4回 (児童相談所における教員研修会、管内3市実務者職員研修 前記アの再掲)	24	18	22	21
川越	三会議(受理・診断・処遇)の傍聴 8/26~10/7 計6回 (市町村新任児童相談担当職員等研修会 前記アの再掲)	28	24	30	34
所沢				13	23
熊谷	三会議(受理・診断・処遇)の見学 7/1~8/5 計5回 (三会議体験研修 前記アの再掲)	10	13	13	21
越谷				9	14
草加	三会議(受理・診断・処遇)の傍聴 11/18~11/25 計2回 (管内市三会議傍聴研修 前記アの再掲)	5	4	27	12
計		69	59	116	128

ウ セミナー・講演会形式・主任児童委員を対象とした研修

実施なし（令和3年度）。

(2) 要保護児童対策地域協議会実施・参加状況

児 相		開催参加・回数	R 2	R 元
中 央	代表者会議	7	7	8
	実務者会議	53	51	80
南	代表者会議	3	2	3
	実務者会議	56	56	53
川 越	代表者会議	17	16	18
	代表者・実務者会議	1	1	1
	実務者会議	89	82	74
所 沢	代表者会議	4	4	7
	実務者会議	45	63	73
熊 谷	代表者会議	5	3	15
	実務者会議	79	79	81
	臨時実務者会議	4	—	—
越 谷	代表者会議	6	(書面開催)	6
	実務者会議	40	39	39
草 加	代表者会議	4	4	4
	実務者会議	35	34	36
計	代表者会議	46	36	61
	代表者・実務者会議	1	1	1
	実務者会議(臨時を含む)	401	404	436
	会議合計	448	441	498

個別ケース検討会議参加回数

	参 加 回 数							合 計
	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
4 月	8	5	3	4	4	3	3	30
5 月	4	4	4	9	4	3	1	29
6 月	4	14	13	8	7	9	4	59
7 月	2	7	14	7	5	4	4	43
8 月	7	5	8	6	1	2	6	35
9 月	7	3	3	3	3	8	4	31
10月	6	6	5	6	8	7	3	41
11月	6	2	7	8	1	5	4	33
12月	4	2	7	4	5	4	6	32
1 月	2	5	0	3	2	4	2	18
2 月	13	1	8	7	4	1	4	38
3 月	9	5	7	9	8	8	5	51
合 計	72	59	79	74	52	58	46	440
R2合計	70	64	85	127	79	46	33	504
R元合計	80	76	73	144	109	43	55	580

(3) 関係機関との連絡会議

ア 警察等との連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R3. 11. 12	警察署等と児童相談所との連絡会議	虐待相談等の状況、虐待・非行相談の状況、警察署等と児童相談所との連携について	管内警察署、県警本部少年課、さいたま地方検察庁
南	中止	管内警察連絡会	(7月、10月、2月と準備したが新型コロナ対策のため、中止)	—
川越	R3. 11. 29	児童相談所と管内警察署との連絡会議	管内警察署等との情報・意見交換及び協議	管内警察署、県警本部少年課 さいたま地方検察庁及び同庁川越支部 こども安全課
所沢	R3. 12. 16	警察署等と児童相談所との連絡会議	業務説明、情報交換	管内警察署、県警本部少年課 さいたま地方検察庁川越支部 こども安全課
熊谷	R3. 12. 15	管内警察署等と児童相談所との連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○報告 ・令和2年度の児童相談所の相談状況及び警察通告の受理と処理内容について(熊谷児相) ○情報提供 ・児童相談所と警察との連携について(こども安全課・県警本部) ・検察庁の取り組みについて(検察庁) ○各警察署の児童虐待及び少年非行への対応状況について(各警察署) ○協議・意見交換 ・身柄付通告の対応について(児玉警察署) ○その他 ・「休日・夜間の緊急連絡網」について ・通告児童の取扱い結果について 	管内警察署、 県警本部少年課 さいたま地方検察庁 及び同庁熊谷支部 こども安全課
越谷 草加	R3. 12. 9	管内警察機関等と児童相談所との連絡会議	児童相談の概要、各警察署等における少年非行・児童虐待通報等の状況、協議事項(①犯罪少年の要保護児童通告について、②問題行動がある児童の要保護児童通告について、③新型コロナウイルスについて、④夜間の移送について、⑤被害確認面接について、⑥夜間通報ダイヤル「189」から警察に連絡するように案内された事例について)	管内6警察署、県警本部 さいたま地方検察庁及び同庁越谷支部 こども安全課

イ 保健所・保健センター等保健機関との連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R3. 7. 1	管内市町児童福祉主管課長・保健センター所長等会議（書面により実施） （前記（１）アの再掲）	児童相談所における児童相談の状況について 児童相談所から管内市町への事案送致及び指導委託の状況について 各市町等の虐待相談等の状況及び要保護児童対策協議会の運営状況について こんにちは赤ちゃん事業について 里親委託の推進について	管内市町児童福祉主管課 母子保健主管課 保健センター所長
川越	R3. 7. 30	管内市町村児童虐待対応担当課長会議 （前記（１）アの再掲）	児童相談所における虐待相談等の状況 児童相談所からの連絡事項 各市町村における虐待対応等の状況 意見交換	管内市町村児童福祉主管課 保健センター

ウ その他の連絡会議

児相	実施年月日	会議名称	主な内容	参加機関
中央	R4. 2. 1	中央児童相談所里親委託等推進委員会（書面による実施）	里親委託の現状	管内市町児童福祉主管課 里親支援専門相談員 里親
南	R3. 8. 12	管内児童福祉主管課長連絡会 （前記（１）アの再掲）	南児童相談所の令和２年度実績及び令和３年度事業について 情報交換	川口市子育て相談課 蕨市児童福祉課 戸田市こども家庭支援室
	R3. 12. 23	南児童相談所里親委託等推進会議	里親委託等の状況について 各構成機関からの報告	管内市児童福祉主管課 里親支援専門相談員 埼玉県里親会南はなみずき会
川越	R3. 7. 13	家事関係機関との連絡協議会	特別養子縁組事件に関する協議 情報交換	家庭裁判所
熊谷	R3. 5. 25	管内療育手帳業務連絡会議	療育手帳の進達手続き等の方法	管内市町児童福祉主管課 13か所

6 児童相談法的対応強化事業

児童虐待等の相談に際し、子供や家族に関する法律的な解釈や適用、児童福祉法に基づく家事審判に係る手続き等について、弁護士から専門的な助言・指導を受けることにより相談業務の適正化を図った。

	法 律 相 談				そ の 他 弁 護 士 活 動
	定 期		随 時		
中央	5日	9件	0日	0件	2日
南	11日	11件	4日	4件	2日
川越	9日	19件	8日	10件	4日
所沢	10日	14件	5日	5件	2日
熊谷	12日	19件	0日	0件	2日
越谷	11日	15件	1日	1件	3日
草加	10日	16件	1日	1件	2日
計	68日	103件	19日	21件	17日

7 地域・家族支援活動

児童相談所カウンセリング強化事業

児相	実 施 事 業	回数	実 施 日	参加者
南	MY TREE パARENTS・プログラム	14	令和3年9月7日 ～4年3月1日	6 (内、修了者5)

注) 参加者数は、グループ参加人数。

8 職員研修等

注) 以下、参加人数は延べ人数。

(1) 中央児童相談所企画調整担当主催

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 童 相 談 所 合 同	児童相談所職員研修	児童相談所職員	1	76
	オリエンテーション研修	児童相談所職員	1	76
	新任職員基礎研修	児童相談所職員、児童相談所職員OB 埼玉県子どもの権利擁護委員会委員長 土屋佳子氏	3	194
	保護担当新任職員研修	児童相談所職員、児童相談所職員OB	1	14
	児童相談所2年目職員研修	児童相談所職員	3	159
	児童相談所2年目職員研修(埼玉版機中八策)	NPO法人レジリエンス 西山さつき氏 明治学院大学教授 野末武義氏 ビヨンドザボーダー(株) 安藤 亘氏	3	47
	里親委託促進研修	児童相談所職員 埼玉県里親会理事長 保角美代氏	1	42
	臨検捜索訓練(埼玉県警と合同研修)			中止
	保護担当的虐待対応ガイドライン研修	児童相談所職員	1	9
	児童心理司1年目研修	児童相談所職員	2	28
	児童心理司2年目研修	児童相談所職員	1	8
	児童心理司3年目研修	児童相談所職員	1	5
	児童心理司中堅職員研修	児童相談所職員	1	9
	性的虐待対応ガイドライン	愛育研究所客員研究員 山本恒雄氏	1	43
	性的虐待対応初期調査研修	愛育研究所客員研究員 山本恒雄氏	1	21
	法的被害事実確認面接(NICHHDプロトコル研修)	立命館大学教授 仲真紀子氏		中止
	テーマ別研修 「児童虐待と発達障害 (発達障害のある保護者への対応)」	鳥取大学大学院教授 井上雅彦氏 ※発達障害総合支援センターとの合同企画	1	46
	チャレンジ学習会 心理支援知識・技術習得のための勉強会 サインス・オブ・セイフティ(Sofs)を学ぶ	児童相談所職員	6	84 中止

(2) 所内研修

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
中央	新任職員向け研修	児童相談所職員	4	40
	新任児童福祉司向け研修	児童相談所職員	3	30
	虐待通告対応研修	児童相談所職員	2	20
	保護者負担金認定研修	児童相談所職員	1	20
	障害児施設支給決定研修	児童相談所職員	1	20
	PCIT紹介研修	武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏	1	29
	DV環境にさらされた子どもへの心理教育プログラム	武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏	1	26
南	新任職員所内研修	児童相談所職員	11	90
	所内実務講座	児童相談所職員	9	129
	DVD視聴研修「発達障害のある保護者への対応」他	鳥取大学大学院教授 井上雅彦氏	3	28
	心理G事例検討	児童相談所職員	5	27
川越	新規採用・新任職員所内研修	児童相談所職員	7	91
	グループ研修	児童相談所職員	10	165
	ライフストーリーワーク	立命館大学衣笠総合研究機構 徳永祥子氏	1	29
所沢	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	8	116
	事例検討	明治学院大学教授 野末武義氏	1	8
	「家族面接～初回面接の実際」	明治学院大学教授 野末武義氏	1	14
	所内ミニ研修		1	18
	①電話対応について ②負担金認定事務について	児童相談所職員	1	9
熊谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	7	56
	「対応の難しい保護者について」	DVD研修（文教大学 秋山邦久氏）	3	35
	「不安定なアタッチメントスタイルの子どもの心理社会的発達」	DVD研修（さいたまこどもの心クリニック 星野崇啓氏）	3	34
越谷	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	1	14
	新任業務研修	児童相談所職員	6	42
	「家族理解と援助の基礎」	明治学院大学教授 野末武義氏	1	17
	事例検討	明治学院大学教授 野末武義氏	1	17
草加	新規採用・新任職員研修	児童相談所職員	6	36
	所内ミニ研修	児童相談所職員	5	30
	事例検討	明治学院大学教授 野末武義氏	1	10
	「外国人や外国にルーツのある人を取り巻く環境や在留資格・社会保障等法的な知識、必要な対応を学ぶ」	東京国際パートナーズ 弁護士 針ヶ谷健志氏	1	17

(3) 家族再統合のための治療的プログラム事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	親子相互交流療法 (PCIT) ・コーチ養成講座	PCIT-International レベル1 トレーナー 取りまとめ (中央児相)		中止

(4) 権利擁護機能強化事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	被害確認面接 ・NICHD SV研修 ・性的虐待対応ケースマネジメント研修 ・NICHD 応用研修 ・NICHD バックスタッフ研修	カウンセリングルームまるやま 丸山 恭子 氏 愛育研究所客員研究員 山本恒雄氏 愛育研究所客員研究員 山本恒雄氏 愛育研究所客員研究員 山本恒雄氏 取りまとめ (越谷児相)	2 1 1 1	40 25 18 20

(5) 児童相談所職員等の専門性向上事業

児相	研修テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	埼玉版機中八策 (たまさく) 習得講座 (2日間) 「子ども虐待としてのDV (TTTプログラム研修)」 TF-CBTイントロダクトリー・トレーニング出前講座	児童相談所職員 武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門 主任相談員 上原由紀氏 兵庫県こころのケアセンター 亀岡智美氏 取りまとめ (中央児相)	1 3	中止 26 120

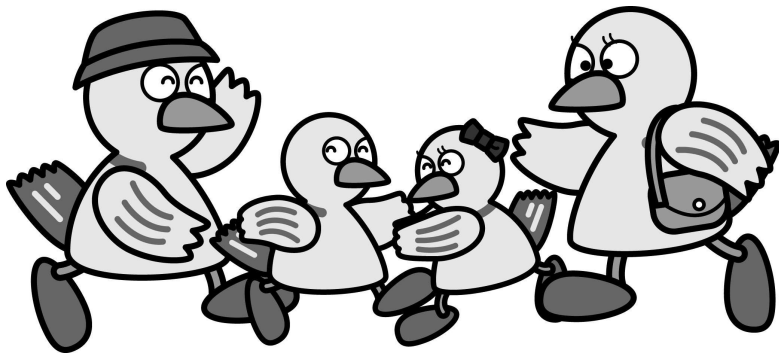
(6) その他 外部専門家スーパーバイズ機能強化事業

児相	テーマ	講師・スーパーバイザー	回数	参加人数
7 児 相	事例のスーパーバイズ	立正大学 准教授 鈴木浩之氏 取りまとめ (所沢児相)	9	132

	所 長 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
中央児童相談所	西川 達男	362-0013	上尾市上尾村1242-1	048-775-4152
南児童相談所	菊池 陽吾	333-0848	川口市芝下1-1-56	048-262-4152
川越児童相談所	山田 紀子	350-0838	川越市宮元町33-1	049-223-4152
所沢児童相談所	岡田 真彦	359-0042	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152
熊谷児童相談所	大木 正仁	360-0014	熊谷市箱田5-12-1	048-521-4152
越谷児童相談所	齋藤 宏之	343-0033	越谷市恩間402-1	048-975-4152
草加児童相談所	岩元 貴博	340-0035	草加市西町425-2	048-920-4152

令和4年度版（令和3年度実績） 児童相談所業務概要
 埼玉の児童相談

令和4年9月
 発行 埼玉県中央児童相談所



埼玉県のマスコット コバトン